

京都市の男女共同参画の現状と施策

—ひとが輝き，未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして—

(「きょうと男女共同参画推進プラン」平成20年度推進事業報告書)

京 都 市

はじめに

京都市では、平成 15 年 12 月に「京都市男女共同参画推進条例」を制定し、本市における男女共同参画社会づくりの指針を明らかにするとともに、条例に規定する計画である「きょうと男女共同参画推進プラン」に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進しています。

平成 20 年度の男女共同参画を取り巻く状況としては、第 17 回男女共同参画推進本部(4月8日)において「女性の参画加速プログラム」が決定され、女性の参画加速のため、あらゆる分野における基盤整備を行い、重点分野を挙げて戦略的に取組を推進していくこととなりました。また、仕事と家庭生活の両立支援の面では、地域や職場における総合的な次世代育成支援対策を推進するため「次世代育成支援対策推進法」の改正(平成 21 年 4 月施行)への動きがありました。

一方で、金融危機を発端とする世界的な景気後退の影響を受け、日本でも GDP(国内総生産)の下落や失業率の上昇など、経済・雇用情勢の悪化が問題となりました。こうした厳しい現状を踏まえながら、男女がともに社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を実現するため、なお一層の努力が必要です。

京都市においても、第 5 回京都雇用創出活力会議(20 年 8 月)においてワーク・ライフ・バランス専門部会の設置に合意したことをうけ、「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する庁内連絡会議」を設置するほか、200 を超える事業が関係局区の連携のもと実施されました。

この年次報告書は、条例に基づき、プランに掲げる事業の平成 20 年度の進捗状況を取りまとめたものです。この報告書が、市民の皆様、企業・団体の皆様をはじめ、各方面の皆様の理解と関心を一層深めるきっかけとなり、男女共同参画の実現に向けた取組を進めるための一助になれば幸いです。

平成 21 年 11 月

目 次

1 きょうと男女共同参画推進プランの概要	
(1) 推進プランの概要	1
(2) 推進プランの体系	3
(3) 推進プランの推進体制	5
2 平成 20 年度の推進状況	
表の見方	6
基本目標 1 個人の尊厳が確立された社会づくり	
施策の方針 1-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	7
施策の方針 1-2 男女の自立と平等を阻む意識・慣行の見直し	9
施策の方針 1-3 学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進	12
基本目標 2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり	
施策の方針 2-1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	17
施策の方針 2-2 仕事と家庭生活の両立の支援	20
施策の方針 2-3 女性の職業能力発揮の支援	22
基本目標 3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり	
施策の方針 3-1 家庭生活における男女共同参画の促進	24
施策の方針 3-2 多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実	24
施策の方針 3-3 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備	29
基本目標 4 生涯を通じた健康な暮らしづくり	
施策の方針 4-1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透	35
施策の方針 4-2 母と子の健康を守る保健医療等の推進	36
施策の方針 4-3 男女の心とからだの健康づくりの支援	39
基本目標 5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり	
施策の方針 5-1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進	42
施策の方針 5-2 男女共同参画を進める市民の力の向上	43
施策の方針 5-3 男女の様々な社会活動への支援	46
施策の方針 5-4 男女共同参画による地域コミュニティの創造	48
基本目標 6 国際社会への貢献を視野に入れた交流・連携づくり	
施策の方針 6-1 男女共同参画社会の構築に向けた国際的協調の推進	50
別表 1～6	51
3 目標数値の達成状況	56
4 参考資料	
(1) 男女共同参画社会基本法	57
(2) 京都市男女共同参画推進条例	60
(3) 京都市男女共同参画推進条例施行規則	63
(4) 男女共同参画に関する年表	64

1 きょうと男女共同参画推進プランの概要

(1) 推進プランの概要

ア プランの位置づけ・期間

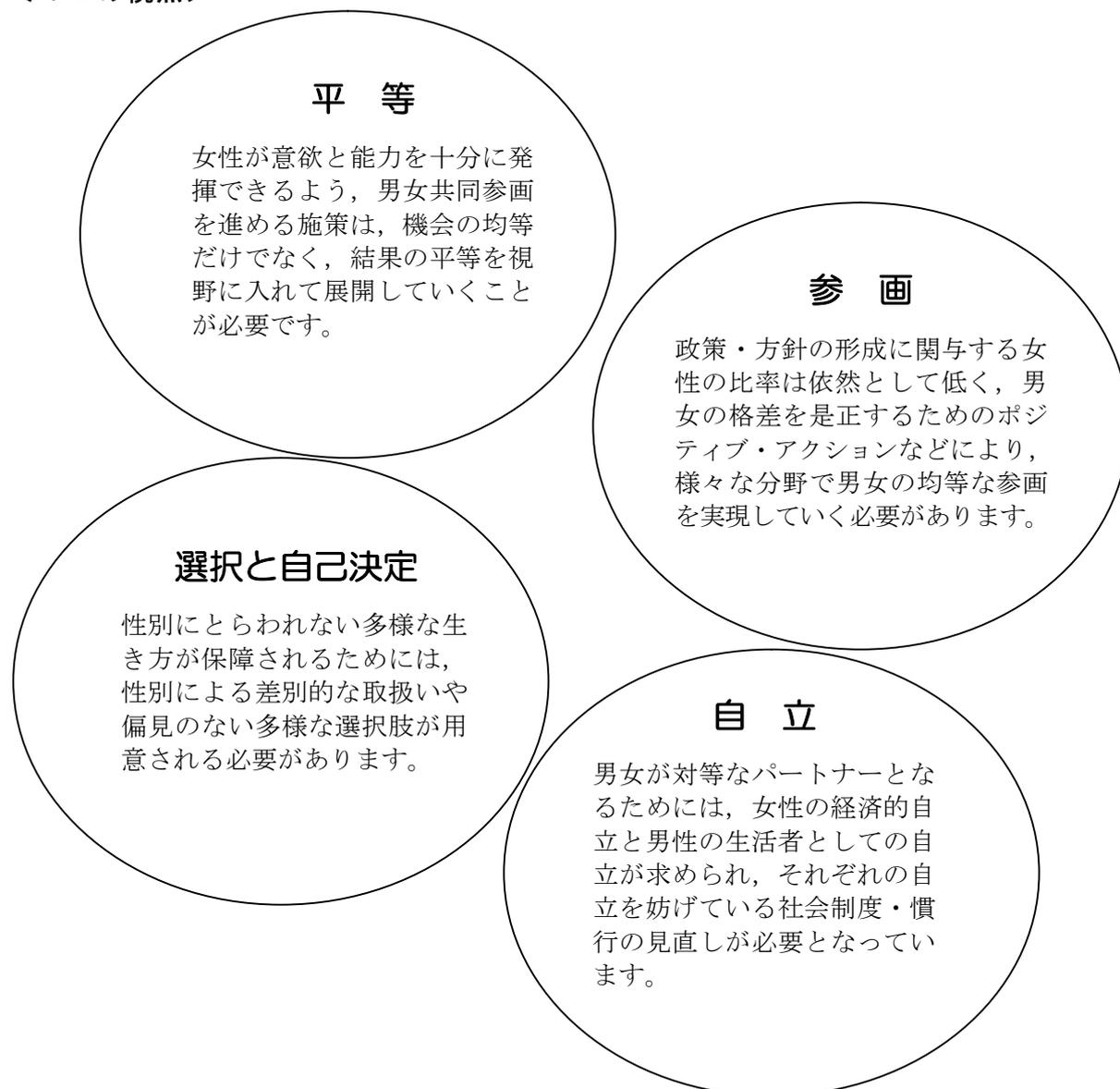
この計画は、「安らぎのある暮らし」と「華やぎのあるまち」を目指した「京都市基本構想」を受けて平成 13（2001）年 1 月に策定した「京都市基本計画」の分野別計画の一つです。取組期間は、「京都市基本計画」との整合性を図るため、平成 22（2010）年度までとしています。（平成 19 年 3 月改定）

なお、この計画は京都市男女共同参画推進条例第 10 条第 1 項に基づく男女共同参画計画となるものです。

イ 基本的な考え方と内容

この計画は、次の 4 つの視点に立って策定し、6 つの基本目標に沿った取組を進めます。

< 4 つの視点 >



<6つの基本目標>

基本 目標

1

個人の尊厳が確立された社会づくり

男女平等を確立するためには、男女が等しく個人として尊重されることが前提となります。女性に対する暴力などの人権侵害や、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女が共に一人の人間として誇りを持てる社会づくりに取り組みます。

基本 目標

2

男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

働くことは、経済的自立を可能にするとともに、社会参加のための手段であり、その権利は男女を問わず保障されなければなりません。就業の形態やニーズが多様化する中で、働く男女が性別による不利益な取扱いを受けることなく、共に能力を発揮して、安心して働き続けられる環境づくりに取り組みます。

基本 目標

3

自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

家事、子育て、介護などは、固定的な性別役割分担の下で、主に女性によって担われ、それが女性の自立と多様な生き方を妨げる要因の一つになっています。男女が家庭生活に参画し、共に仕事や地域生活とのバランスのとれたライフスタイルを確立できるよう、一人一人の生き方を尊重し支え合える家庭づくりの支援に取り組みます。

基本 目標

4

生涯を通じた健康な暮らしづくり

女性のからだは、生涯を通じて男性とは異なる健康上の変化や問題に直面します。女性がいきいきと社会で暮らしていくためには、性に関する男女の相互理解を促進するとともに、ライフステージに応じた男女の心とからだの健康づくりに取り組みます。

基本 目標

5

あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

性別にとらわれない多様な生き方を実現するためには、男女が対等なパートナーとして活躍できる機会を拡充するとともに、それに参画していく意識と能力の向上を図る必要があります。意思決定の場をはじめ、社会のあらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくりに取り組みます。

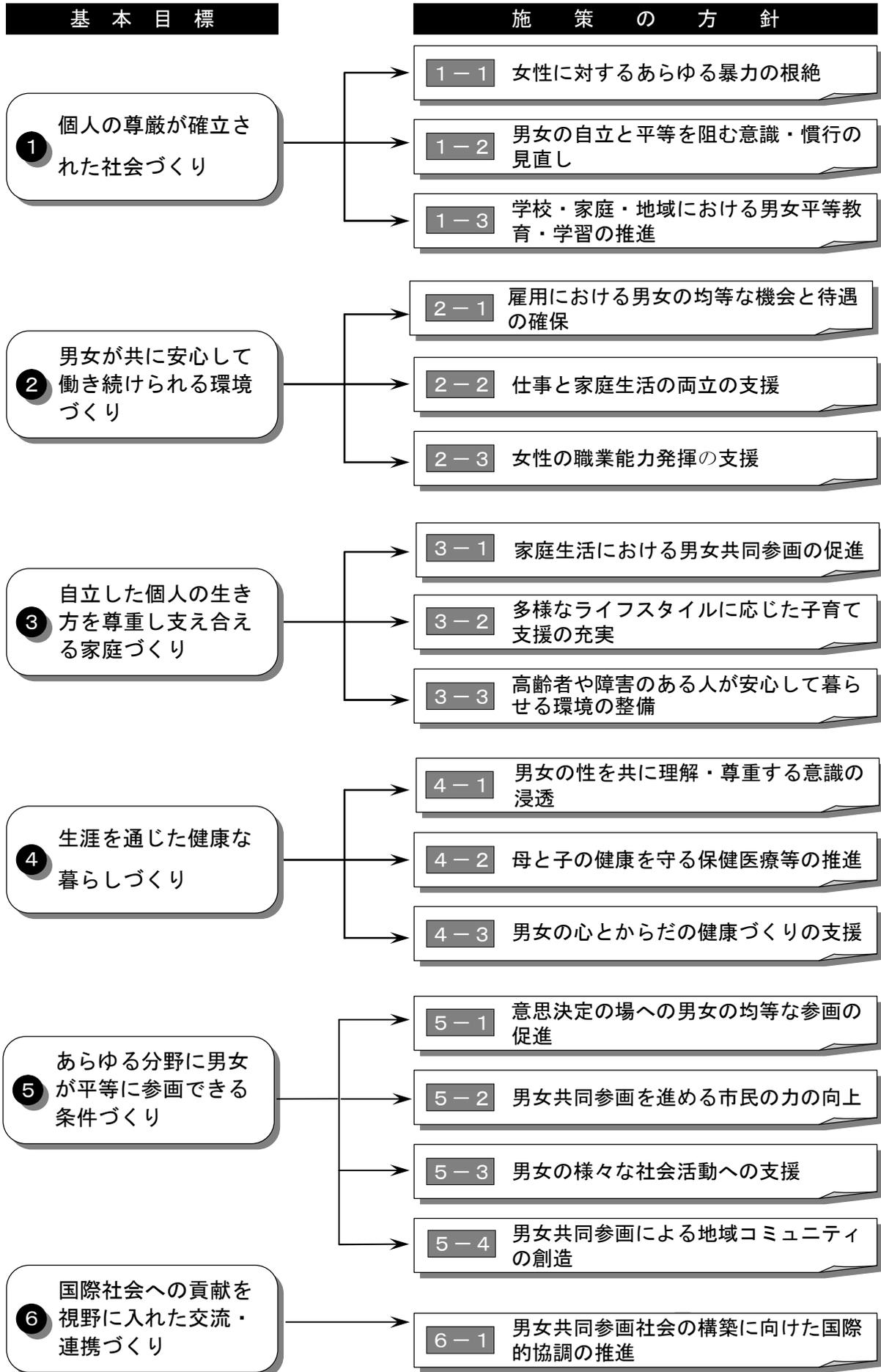
基本 目標

6

国際社会への貢献を視野に入れた交流・連携づくり

男女平等は世界共通の目標であり、その達成に向けた取組は国際的な視野に立って進める必要があります。男女が共に、地球規模の「平等・開発・平和」に貢献していくため、国際的協調の推進など、国内外の様々な人々の交流・連携づくりに取り組みます。

(2) 推進プランの体系



推 進 施 策

- | | | |
|---|--|---|
| → | 1 女性の人権尊重に向けた啓発の強化
3 ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援 | 2 暴力の被害に悩む女性への情報提供・相談の充実
4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 |
| → | 5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進
7 ジェンダーに関する調査・研究の推進
9 市職員等への研修の充実 | 6 男女平等の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進
8 男女別の統計資料の充実 |
| → | 10 児童・生徒の発達段階を踏まえた男女平等教育の推進
12 家庭や地域の教育力の向上
14 男女共同参画に関する国内外の情報の収集・整備・提供 | 11 男女共同参画の視点に立った学校教育活動の充実
13 社会教育団体の学習・実践活動の支援 |
| → | 15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進
17 女子学生の就業支援 | 16 非正規雇用者の就業環境の整備
18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進 |
| → | 19 企業等における両立支援の取組の促進
21 仕事・子育て・介護等の生活設計の支援 | 20 子育てしながら働き続けられる条件整備 |
| → | 22 女性の職業能力の開発
24 女性の起業に対する支援
26 働く女性の健康管理の促進 | 23 商工・サービス・農林業等に従事する女性の評価と男女のパートナーシップの確立
25 働き方に関する情報提供・相談の充実
27 労働に関する調査・研究の推進 |
| → | 28 家庭生活における男女共同参画に向けた男性の意識と能力の向上
29 生活者の視点に立った男女の消費生活の向上 | 30 男女が共に家庭生活に参画できる就労環境の整備 |
| → | 31 男女が共に安心して子育てできる保育環境の整備
32 地域における子育て支援の充実
34 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進 | 33 子育てにかかる経済的負担の軽減
35 子どもの虐待防止対策の推進 |
| → | 36 介護サービスの充実や質的向上
38 高齢者の社会参加の支援
40 高齢者や障害のある人の権利擁護の推進 | 37 高齢者の生活や介護等に関する専門相談体制の充実
39 障害のある人への支援の充実
41 人に優しいまちづくりの推進 |
| → | 42 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の理念の普及
43 性に関する情報提供・相談の充実 | 44 人権尊重の精神に基づく性教育の推進 |
| → | 45 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援
47 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援 | 46 安心して出産できる医療環境の整備
48 子どもの病気や事故の的確に対応できる体制の充実 |
| → | 49 女性に特有な病気の予防対策の充実
51 ライフステージに応じた男女の健康の保持・増進
52 スポーツ・レクリエーション活動を通じた男女の健康づくりへの支援 | 50 生活習慣の改善等による女性の健康づくりの推進 |
| → | 53 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備
55 女性の人材情報の収集・整備・提供
56 市や外郭団体における女性職員の積極的登用と職域拡大 | 54 市の審議会等における男女構成比の均衡の確保 |
| → | 57 男女共同参画を進める人材の育成
59 女性の社会参加意識の向上 | 58 男女の創造的な学びを支える環境の整備
60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実 |
| → | 61 男女平等の実現を目指した市民活動への支援
63 文化芸術活動への男女の参加促進 | 62 ボランティア活動への男女の参加促進
64 子育て世代の社会参加の促進に向けた環境整備 |
| → | 65 男女の協力による地域の活性化の促進
67 外国籍市民に対する支援の充実 | 66 世界の多様な文化との交流・共生の推進 |
| → | 68 諸外国との相互理解の促進
70 男女共同参画による地球環境の保全に向けた取組の促進 | 69 国際交流・協力の推進 |

(3) 推進プランの推進体制

ア 庁内推進体制

プランの実施について、関係局・区間の相互の調整を十分に行うとともに、緊密な連携体制の下で、総合的かつ効果的に推進するため、関係局長等で構成する京都市男女共同参画推進会議及びその下部組織として関係課長等で構成する幹事会を設置しています。

また、男女が共に働きやすい職場づくりに本市が率先して取り組むとともに、各局・区等で実施する施策・事業において男女共同参画の視点を反映する体制の強化に努めるため、全局・区等に男女共同参画推進員を配置しています。

イ 京都市男女共同参画審議会

京都市男女共同参画推進条例第 22 条に基づく京都市男女共同参画審議会を平成 16 年 4 月 1 日に設置しました。この審議会は、本市の男女共同参画の推進について、市長の諮問に応じて調査・審議するとともに、市長に意見を述べるための附属機関として、学識経験者、経済界・労働者代表等 10 名、市民公募 2 名からなる 12 名の委員で構成しています。

ウ 市民、団体・グループ、企業等との連携・協力

行政だけでなく、広く京都市全体で男女共同参画のまちづくりに取り組んでいくために、京都市男女共同参画市民会議の開催による相互交流等の推進や「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度による取組の促進など様々な機会を通じて、市民、団体・グループ、企業等と連携・協力し、それぞれの主体的な取組の促進に努めています。

エ 京都市男女共同参画苦情等処理制度

京都市男女共同参画推進条例第 21 条に基づく京都市男女共同参画苦情等処理制度を平成 16 年 4 月 1 日から開設しています。性別による人権侵害と認められる行為や男女共同参画の推進に関する本市の施策について、市民の皆様からの苦情等を受け付け、京都市男女共同参画苦情等処理専門員が調査を行い、必要に応じ、事案の関係者等に対して、助言・是正の要望等を行います。

オ 京都市男女共同参画センターの運営

京都市男女共同参画センター（平成 17 年度までは京都市女性総合センター）「ウィングス京都」は、女性の自立と広範な社会参画を総合的に支援する拠点施設として平成 6 年 4 月に開館しました。市民活動の拠点として、イベントホール、スポーツルームや会議室等の貸施設があり、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、財団法人京都市女性協会に管理・運営を委託しています。

センターでは、京都市男女共同参画苦情等処理制度の受付、京都市男女共同参画講座、女性への暴力専門相談等の京都市からの委託事業のほか、女性協会の自主事業として、図書情報室の運営をはじめとする情報提供事業、学習・研修事業等、様々な事業を展開しており、プラン推進の中核施設となっています。

平成 20 年度には、490,827 人の来館者がありました。

京都市男女共同参画センター「ウィングス京都」

- 所在地 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町 262 番地
TEL 075-212-7490 FAX 075-212-7460 URL <http://www.wings-kyoto.jp>
- 開館時間 午前 9 時～午後 9 時（日曜日・祝日は午後 5 時まで）
- 休館日 毎週水曜日、12 月 29 日～1 月 3 日
- 交通機関 地下鉄「烏丸御池」駅又は地下鉄「四条」駅・阪急「烏丸」駅下車徒歩約 5 分

2 平成 20 年度の推進状況

表の見方

<凡例>

基本目標1 個人の尊厳が確立された社会づくり
 施策の方針1-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

推進施策3 ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援〔文化市民局, 保健福祉局〕

- ◆女性への暴力防止に関するネットワークを通じた被害者の総合的支援
- シェルター（緊急一時保護施設）の運営等の被害者支援を行う民間団体への支援

事業名(所管課)	事業概要	平成 20 年度実績
民間緊急一時保護施設(民間シェルター)への助成 (文化市民局 男女共同参画推進課)	ドメスティック・バイオレンス被害者等を保護するための民間シェルターを運営する団体に対し, 民間シェルターの家賃に要する費用を補助	交付団体 ⑲1 団体→⑳1 団体 交付金額 ⑲1,200 千円 →⑳1,200 千円
(参照) 推進施策7 ジェンダーに関する調査・研究の推進 別表2「研修一覧」		

推進施策7 ジェンダーに関する調査・研究の推進〔文化市民局〕

- ◆男女共同参画に関する市民意識実態調査等の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成 20 年度実績
配偶者等からの暴力に関する調査 (文化市民局 男女共同参画推進課)	H19 年度に実施した「配偶者等からの暴力に関する調査」を補完するため, 若年層の声を把握することを目的にインターネット調査を実施。	【インターネット調査】 調査方法 京都府・市町村ポータルシステムのアンケート機能を利用したインターネット上での調査 期間 10月1日～12月31日 【⑳新規取組】

実績数値の前にある丸囲みの数字は年度を表します（⑲＝平成 19 年度，⑳＝平成 20 年度）。
 また，文中では平成はHと表記しています。

<注>

- 1 研修等の講師名等，人名を掲載している場合は，敬称略としています。
- 2 講演会等の参加人数は，小規模なものを除き概数です。
- 3 推進施策に網掛け（■）があるものは重点施策です。
- 4 推進施策の〔 〕書きは，プラン改定時に想定した当該推進施策に取り組む局等の名称です。
- 5 実施事業名はプラン改定時に設定した名称を掲載しています。
 - (1) ○印は，改定版プランから新たに取り組むこととした事業です。ただし，既存の事業で，新たに本プランで進行管理を行うことになった事業を含みます。
 - (2) ◆印は，改定前のプランから取り組んでいる事業です。ただし，隔年実施等，毎年実施していない事業もあります。
 - (3) 表中の事業名の欄は，実施事業を推進するための具体的な事業名を掲載しています。
 - (4) 1 つの実施事業が複数の推進施策に関連する場合は，主たる推進施策の項目に掲載するとともに，その他の関連する推進施策の項目に，「参照」として実施事業の掲載箇所を記載しています
- 6 平成 20 年度に新たに着手した事業等は，実績欄に【⑳新規取組】の表記をしています。

基本目標 1 個人の尊厳が確立された社会づくり

施策の方針 1-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

推進施策 1 女性の人権尊重に向けた啓発の強化〔文化市民局、教育委員会〕

- ◆啓発情報誌等による広報の充実
- ◆学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進
- 交際相手等からの暴力に関する若年者層への啓発の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
女性に対する暴力をなくす運動 (文化市民局 男女共同参画推進課)	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間(11月12日～25日)における様々な広報媒体を活用した広報啓発活動	市民しんぶん全市版及び区版、市役所前及び京都駅前電光掲示板、市役所庁内放送、市役所及び全区役所・支所内におけるパネル展示による啓発
交際相手等からの暴力に関する若年者層への啓発の推進 (文化市民局 男女共同参画推進課)	「デートDV」をテーマとした啓発誌の発行、講座の開催	「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間に、デートDVをテーマにパネル展示を実施。 若年層の声を把握するため「配偶者や恋人からの暴力に関するインターネットアンケート」を実施。チラシを市役所及び関係機関に配布。
学校・家庭・地域が連携した啓発活動の推進 (教育委員会指導部学校指導課 生涯学習部)	「学校教育の重点」の作成 本市の学校教育の取組の重点を示す「学校教育の重点」に男女平等教育を含めた人権教育の推進について記載しており、教職員はもとより全保護者に配布している。 PTA活動における取組の推進 憲法月間におけるPTA人権啓発パレードの実施や人権月間における街頭啓発活動、さらには各PTA内での研修会、家庭教育学級などにおいて、研修を行っている。	「学校教育の重点」の全教職員と保護者へ配布 PTA活動における取組の推進 人権啓発パレードの実施 20.4.19 該当啓発活動 20.12.6
(参照) 推進施策5 推進施策57	様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 男女共同参画を進める人材の育成	

推進施策 2 暴力の被害に悩む女性への情報提供・相談の充実〔文化市民局〕

- ◆暴力を防止する法制度等に関する情報提供の充実
- ◆女性への暴力専門相談の充実
- 被害者と接することとなる行政機関の職員等への啓発等の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
法制度や相談機関に関する情報提供の充実 (文化市民局 男女共同参画推進課)	配偶者暴力防止法の概要や市内相談機関についての情報提供	京都府「DV防止啓発ニュース」を市役所及び関係機関に配布 配布部数 50部 内閣府「STOP THE 暴力」を市役所及び関係機関に配布 配布部数 210部 内閣府「配偶者からの暴力相談の手引」を市役所及び関係機関に配布 配布部数 6部 各相談員の統一的な対応に資する「ドメスティックバイオレンス対応マニュアル」を作成。
(参照) 推進施策3 推進施策9 推進施策60	ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援 市職員等への研修の充実 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実	

推進施策3 ドメスティック・バイオレンスを受けた女性の保護と自立支援 [文化市民局, 保健福祉局]

- ◆女性への暴力防止に関するネットワークを通じた被害者の総合的支援
- ◆母子生活支援施設における保護・生活援助
- シェルター（緊急一時保護施設）の運営等の被害者支援を行う民間団体への支援
- 被害者支援に携わる人材の育成
- 被害者の自立支援のための講座の開催

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」による取組 (文化市民局 男女共同参画推進課)	京都市内の関係機関（行政・施設・民間団体等）間において情報の共有化を図ることにより総合的な支援体制を充実・強化	構成機関数 ①924機関→②24機関 会議開催回数 ①2回→②2回 事例検討会開催回数 ①1回→②1回 *別途、シンポジウム（別表1「講演会一覧」, P51を参照）を開催
京都市母子生活支援施設緊急一時保護事業 (保健福祉局 児童家庭課)	夫による遺棄等により基本的な生活条件を失った母子世帯等を緊急的に保護するもの	保護件数 ①17件→②17件
民間緊急一時保護施設（民間シェルター）への助成 (文化市民局 男女共同参画推進課)	ドメスティック・バイオレンス被害者等を保護するための民間シェルターを運営する団体に対し、民間シェルターの家賃に要する費用を補助	交付団体 ①1団体→②1団体 交付金額 ①1,200千円→②1,200千円
ドメスティック・バイオレンス被害者支援ボランティア入門講座 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	ドメスティック・バイオレンスについて理解を深め、被害者の支援の輪を広げ、被害者支援体制を充実することを目的とした講座	開催回数 ①I期5回, 見学2回 →②I期5回, 見学2回 受講者数 ①25人→②36人
母子家庭・DV被害者等のための自立支援パソコン講座 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	ドメスティック・バイオレンス被害者等の経済的自立を支援するため、就業に役立つ技能としてパソコン講座を開催	開催回数 ①4期各10回 →②1期各10回 延べ受講者数 ①57人→②130人
(参照) 推進施策7 ジェンダーに関する調査・研究の推進 別表2「研修一覧」		

推進施策4 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進〔全局・区〕

- ◆セクシュアル・ハラスメント防止マニュアル等の活用
- ◆企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進
- ◆市や外郭団体におけるセクシュアル・ハラスメント防止の率先した取組の推進
- ◆学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
市職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止対策 (総務局 職員研修センター)	(1)セクシュアル・ハラスメントに関する相談・苦情に対処する相談窓口を設置 (2)セクシュアル・ハラスメント防止に向けた啓発活動等	(1)相談時間 月～土曜日、午前10時～午後5時又は午後2時～午後8時(外部専門機関に委託) (2)セクシュアル・ハラスメント防止のためのリーフレット「STOP! Sexual Harassment～セクシュアルハラスメント防止～」作成(2万部)・全庁配布
企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進 (文化市民局 人権文化推進課)	人権に関する啓発・研修を実施する企業等に対して、講師の紹介や啓発冊子の提供、啓発ビデオの貸出等により支援する「人権啓発サポート制度」を実施	講師派遣3件、ビデオ貸出8件を実施
(参照) 推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の推進 別表2「研修一覧」		

施策の方針1-2 男女の自立と平等を阻む意識・慣行の見直し

推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進〔全局・区〕

- ◆市民しんぶん、テレビ、ホームページ等による広報の充実
- ◆啓発情報誌の発行
- ◆講演会・シンポジウムの開催

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
市民しんぶん全市版の発行 (総合企画局 市長公室 広報課)	市民しんぶん全市版の人権に関する「心のカギ」欄に、人権に関する活動に取り組んでいる学識経験者や実践者の寄稿文を毎月掲載	◇市民しんぶん全市版の「心のカギ」の欄において、男女共同参画に関する文章を2回掲載(タイトル:7月1日号「がんばってね～子育てと地域社会～」,1月1日号「自分らしく生きる女性をめざして」) ◇同11月1日号で「女性に対する暴力をなくす運動(11月12日～25日)」の周知・啓発記事を掲載
市政広報番組の放送 (総合企画局 市長公室 広報課)	市政広報テレビ番組「京のまち」(KBS京都)で、年間4回、人権特別番組を放送	3月15日放送「京のまち」で「京の子育て応援します」を放送
市政広報番組の放送 (総合企画局 市長公室 広報課)	市政広報ラジオ番組「明日への歩み」(KBS京都)で、人権に関する話を毎月1つのテーマに沿って、学識経験者等に語ってもらう。(毎週日曜日午前8時45分から5分間放送)	女性の人権全般(ドメスティック・バイオレンス、男女共同参画社会の実現等)について、2回設定 6月:中川慶子(京都ノートルダム女子大学非常勤講師) 12月:石附敦(京都光華大学人間科学部人間関係学科教授)
男女共同参画センター「情報提供事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課)	ウィングス京都のホームページによる情報提供	アクセス数 ①95,375件→②115,074件

啓発誌の発行 (文化市民局 人権文化推進課)	人権教育のための国連10年京都市行動計画に基づき、毎年度、人権に関する啓発誌を発行	冊子「あい・ゆーKYOTO」特集記事32号「一愛する家族と共に―”自分”に正直でありたいからドアをたたき続けたい」
啓発誌の発行 (文化市民局 男女共同参画推進課)	男女共同参画社会について考える啓発誌「男女共同参画通信」の発行	◇本冊 各20,000部 Vol.17「パートタイム労働法改正」(6月) Vol.18「メンタルヘルス」(9月) Vol.19「離婚と年金分割」(12月) Vol.20「次世代の育成」(3月) ◇別冊 10,000部 「理工系分野と男女共同参画」
男女共同参画センター「情報提供事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課)	講座案内リーフレット「ウイングスきょうと」の発行	年6回発行、各8,000部 ウイングス京都で実施する講座の案内、新刊図書のご案内等を掲載
男女共同参画に関する学習活動支援のための講師派遣 (文化市民局 男女共同参画推進課)	企業、市民団体等の行う男女共同参画に関する学習会等へ男女共同参画推進課職員や(財)京都市女性協会職員を講師として派遣	テーマ「京都市男女共同参画推進条例」 「男女共同参画社会」他 (派遣先、回数、参加人数) 企業 ⑱7回、340人→⑳10回、405人 市民団体等⑱1回、23人→⑳3回、124人 学校等⑱24回、444人→⑳26回、735人
講演会・シンポジウムの開催	(参照) 別表1「講演会等一覧」	延べ参加人数 593人
(参照)	推進施策1 女性の人権尊重に向けた啓発の強化 推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進 推進施策16 非正規雇用者の就業環境の整備 推進施策19 企業等における両立支援の取組の促進 推進施策24 女性の起業に対する支援	

推進施策6 男女平等の視点に立ったメディア表現の理解と活用の促進〔文化市民局, 教育委員会〕

- ◆ 市政刊行物の表現ガイドラインの作成
- ◆ 情報教育の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
男女共同参画センター 「学習・研修事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	学習・研修事業の一つとして, ホームページ作成講座を開催	講座数, 参加者数 ①9講座, 26人 →②3講座, 34人

推進施策7 ジェンダーに関する調査・研究の推進〔文化市民局〕

- ◆ 男女共同参画に関する調査・研究事業の充実
- ◆ 男女共同参画に関する市民意識実態調査等の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
女性の人権問題の研究 (文化市民局 人権文化推進課, (財)世界 人権問題研究センター)	女性の人権について, 労働, 教育, 歴史, 宗教, 法律などの 分野にわたり学際的な視点から 共同研究を行い, あわせてアジ アの女性の人権と開発について も, 調査研究を行っている。	H20年度テーマ ①多様化する結婚 —女性のライフスタイルと性別役割分業 の国際化— ②女性差別撤廃条約の国内履行について 以上の2つのテーマについて研究を 行った。
配偶者等からの暴力に関 する調査 (文化市民局 男女共同参画推進課)	H19年度に実施した「配偶者等か らの暴力に関する調査」を補完 するため, 若年層の声を把握す ることを目的にインターネット 調査を実施。また, 実際に相談 窓口を利用している市民の状況 や要望・意見を把握することを 目的に相談窓口アンケートを実 施。	【インターネット調査】 調査方法 京都府・市町村ポータルシ ステムのアンケート機能を利用したイン ターネット上での調査 期間 10月1日~12月31日 項目 配偶者等からの暴力に関する考え 方, 被害経験, 見聞きした経験, 暴力防 止や被害者支援 有効回答 108人 【相談窓口アンケート】 対象 京都市内の配偶者等からの暴力に 関する相談機関の利用者 期間 20年8月~継続的に 項目 配偶者等からの暴力に関する考え 方, 被害経験, 見聞きした経験, 暴力防 止や被害者支援 回答数 44人 【⑩新規取組】

推進施策8 男女別の統計資料の充実〔全局・区〕

- ◆ 各種統計, アンケート調査等における男女別データの整備・公表

(参照) 推進施策54 市の審議会等における男女構成比の均衡の確保

推進施策9 市職員等への研修の充実〔全局・区〕

- ◆ 市や外郭団体の職員に対する対象別研修の充実
- ◆ 教職員研修の充実
- ◆ 研修資料の整備・充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
市や外郭団体の職員に対 する対象別研修の充実	(参照) 別表2「研修一覧」	延べ参加人数 1,089人
女性問題に関する研修資 料の整備 (総務局 職員研修センター)	女性問題に関する研修資料・教 材の整備	人権関連のビデオ等を購入し, 研修教材 の充実を図っている。
研修資料の整備・充実 (上下水道局 職員課)	ビデオ教材の購入と職場研修で 活用できる資料の作成	人権関連のビデオ等を購入し, 研修教材 の充実を図っている。

施策の方針 1-3 学校・家庭・地域における男女平等教育・学習の推進

推進施策10 児童・生徒の発達段階を踏まえた男女平等教育の推進〔文化市民局, 教育委員会〕

- ◆男女平等についての学習の充実
- ◆副読本の作成
- ◆家庭科教育の充実
- ◆体験学習の充実
- ◆進路指導の充実

○学校における女性研究者による出前講座の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
学校における男女平等教育の推進 (教育委員会 学校指導課, 京都市総合教育センター)	男女平等教育の視点からの教育活動の見直し, 及び校内研修の実施等	学校においては, 男女平等教育を人権教育の重要課題の一つとして年間計画の中に位置付け, 子どもへの指導を推進。また, 管理職や全校(286校園)に設置している男女平等教育主任等の教職員を対象に, 男女平等教育をはじめ人権教育研修を実施し, 認識の深化と指導力の向上を図っている。
家庭科 (教育委員会 学校指導課)	家庭科の授業	小学校家庭科の「見つめよう!家庭生活」, 中学校の技術・家庭の「家族と家庭生活」等の単元において, 男女平等教育を推進
「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業 (教育委員会 京都まなびの街生き方探究館)	中学生がそれぞれの興味・関心に応じて取り組む勤労体験・ボランティア体験などの職場体験活動	実施校数 ⑱79校→⑳78校 (⑱⑳とも対象学年が在学する全中学校で実施) 実施生徒数 ⑱10,302人→⑳10,600人 受入事業所数 ⑱3,616事業所→⑳3,757事業所
進路ノートの発行 (教育委員会 学校指導課)	進路ノートの発行	全中学生に配布
副読本の作成 (教育委員会学校指導課)	「<学校における>人権教育をすすめるにあたって」及び, 「人権教育指導資料集」を活用し, 男女問わず等しく個性ある人間として尊重し, 能力を發揮できる資質や能力の基礎を培う等, 人権という普遍的文化の担い手の育成を図る教育を推進する。 また, 小中学校道徳における文部科学省の副読本「心のノート」に加え, 児童生徒が題材をもとに考える力を育成することを目的に小学校では, 平成12年度から「夢いっぱい」, 中学校では, 平成18年度から「心の旅」という本市独自の指導資料を活用した授業を行っている。	全小中学校で活用
(参照) 別表2「研修一覧」		

推進施策11 男女共同参画の視点に立った学校教育活動の充実〔文化市民局，教育委員会〕

- ◆<再掲>教職員研修の充実（⇒推進施策9）
- ◆女性教職員の登用促進
- ◆<再掲>学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組の充実（⇒推進施策4）
- ◆「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進
- はじめての男女共同参画講座の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
女性教職員の登用促進 (教育委員会教職員人事課)	※女性教職員の登用にあたり特別な措置は行っていない。	女性教職員の割合 55.9% (4,999人/8,940人) 女性管理職の割合 15.1% (90人/596人) (いずれもH20年5月1日現在 学校現況調査より)
「隠れたカリキュラム」に関する研究・啓発の推進 (教育委員会学校指導課)	管理職や教頭を対象とした教育委員会の研修や、各校での校内研修を通して啓発を推進する。	学校管理職への研修とともに、男女平等教育主任研修において、「男女平等教育主任の責務と役割」について、男女平等参画についての講義及び、男女平等教育の実践発表を交えながら、果たすべき役割を知り、資質及び力量の向上を図った。

推進施策12 家庭や地域の教育力の向上〔教育委員会〕

- ◆家庭教育学級等の充実
- ◆私立幼稚園家庭教育セミナーの充実
- ◆市立学校・園PTAによる取組の推進
- ◆人づくり21世紀委員会による取組の推進
- ◆地域生徒指導連絡協議会による取組の推進
- 「おやじの会」による取組の推進
- 子育てサポーターによる取組の推進
- ◆家庭教育に関する相談体制の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
家庭教育学級等の充実 (教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)	今日的教育課題や学校・地域の実情に即したテーマを定めた学習会の実施	対象 市立幼稚園，小学校，中学校，総合支援学校
京都市私立幼稚園PTA連合会「家庭教育セミナー」 (教育委員会総務部総務課)	私立幼稚園PTA連合会が、保護者を対象とする家庭教育セミナーを各地区及び全市規模で開催	家庭教育セミナー実施回数 ①932回→②032回

<p>市立学校・園PTAによる取組の推進</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>学校・家庭・地域を結ぶ要であるPTA会員が、社会的課題に対する研修をはじめとした取組により、本市PTA活動の活性化を図る。</p>	<p>◇PTA指導者研修事業 ①単位PTA役員等を対象にPTA活動実践講座を実施 ②「PTA指導者育成事業」として、各支部PTAに委託して実施 ③校種別PTA研修会 ◇京都市PTAフェスティバル 全市のPTA会員が一同に集い、各校種の特徴を生かした手作りのイベントとして開催。H20年度は2万3千人をもの参加となった。 ◇子どもの安心安全情報等の発信機能を持つPTA・おやじの会ホームページ開設 単位PTA・おやじの会のホームページを開設することにより、事業内容や活動実績を全国に発信するとともに、会員間の迅速なメール配信を行うことが可能。H20年度末では全市で24,000件を超えるメールアドレス登録数となった。</p>
<p>人づくり21世紀委員会による取組の推進</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>幹事団体の代表者による幹事会、企画推進・情報発信・地域活動の各部会、行政区別実行委員会、人づくりフォーラム、連続講座等の開催</p>	<p>フォーラム等の参加者数 ①912,565人→②11,190人</p>
<p>人づくり21世紀委員会による取組の推進</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>「人づくりニュース」の発行</p>	<p>発行部数 ①929,30号163,000部/回 31,32号158,000部/回 →②33,34号153,000部/回 35号 150,000部/回</p>
<p>地域生徒指導連絡協議会</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>全中学校区を単位として組織し、子どもたちの安心・安全の確保や健全育成活動等を実施</p>	<p>②72校区で実施 (地域性のない3校区については実施しない)</p>
<p>家庭の教育力向上サポートチームによる取組の推進</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>戸口まで近づく子育て相談や、父親の積極的な子育て参加などの取組 (注)右欄 総支＝総合支援学校</p>	<p>◇小154校・中12校・総支3校・幼9園の計178校園で実施 ◇おやじEXPO2008の開催 ◇0(おやじの)K(子育て参加に理解がある)企業の認証186社 等</p>
<p>子育てサポーター講座の開催</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>子育てに関する助言や、子育て交流事業の企画・推進をはじめ、子育てネットワークの運営などの活動を担う人材の育成</p>	<p>◇子育てサポーター ②151人に委嘱 ◇親と子のほっとタイムの実施 子ども連れで参加できる子育て相談・子育て交流の機会として、子育てサポーターを中心に、ゆったりとした雰囲気の中で、親子の絆の深まりを目指した取組を実施(H20年度は市内を4地域に分けて4箇所実施)</p>
<p>子育て語り合いサロン</p> <p>(教育委員会生涯学習部 家庭地域教育支援担当)</p>	<p>学校のふれあいサロン等を活用した井戸端談義風の子育て教室 (注)右欄 総支＝総合支援学校</p>	<p>実施校数 ①9幼13,小55,中11,総支6 →②幼15,小55,中15,総支7</p>

推進施策13 社会教育団体の学習・実践活動の支援〔文化市民局, 教育委員会, 選挙管理委員会〕

- ◆「夏期女性講座」の開催
- ◆「未来にはばたく女性研究集会」の実施
- ◆「市民スクール21」の開催
- ◆女性教育指導者研修の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
「夏期女性講座」の開催 (文化市民局 男女共同参画推進課, 選挙管理委員会事務局 選挙課)	家庭・地域における男女平等教育・学習の推進に資する講座を社会教育団体と連携して開催 (全10回のうち前半5回) (文化市民局) 明るい選挙の推進に資する事業等を各種団体と連携して開催 (全10回のうち後半5回) (選挙管理委員会事務局) *上記の目的により共催して開催	参加者数(前半5回) ①9各回約150人→②0各回約200人 テーマ 「源氏物語時代の実像」 「仕事で出会う新しい自分」 「大人の食育」 「携帯電話の落とし穴」 「いやしの中の生活」 参加者数(後半5回) ①9各回約150人→②0各回約150人 テーマ 「今後の日本政局」 「ミニ国家のおはなし」 「どうなる高齢者の医療・介護～国の政策を考える～」 「環境について話そう」 「今、私たちにできること」
未来にはばたく女性研究集会 (教育委員会生涯学習部 社会教育担当)	地域活動を行う女性を対象に、男女共同参画社会の実現をはじめとする様々な社会的課題解決のため、国際的な視野と指導者として必要な知識等の習得を目指して実施する委託事業 (研修会及び研究集会、隔年での海外への研修団派遣と海外調査研究等)	これまでの「未来にはばたく女性研究集会」での研修成果をパネル展示・ビデオにより広く啓発。 ◇絆・ふれあいフェスタ ～未来にはばたく女性研究集会 ブース～ 開催日 11月1日 会場 みやこめっせ
市民スクール21 (教育委員会生涯学習部 社会教育担当)	概ね旧小学校区を一単位に、自主的な学習・実践活動の企画・運営委託	開設学級数 ①9107学級→②0105学級 テーマ「地域の絆を強め、住民みんなが力を合わせ子どもを豊かに育てよう」、「地域の環境を考える家庭で出来る省エネルギーの取り組み」、「安心して暮らせる地域づくり」、「高齢者が元気で安心できる地域を作るには何をすべきか」など
女性団体指導者研修 女性教育指導者研修 (教育委員会生涯学習部 社会教育担当)	地域の女性指導者の育成と更なる資質の向上を目指して実施する研修事業	◇女性団体指導者研修会 開催 4月15日(正副会長対象) 4月16日(庶務会計対象) 会場 京都アスニーホール 内容 講演「エンパワメントしよう!女性のリーダーシップと組織と地域の活性化」 講師 川端 美智子([株]ライフキャリアデザイン・アソシエイツ代表取締役) ◇女性教育指導者研修会 開催 6月11日～9月16日(9回) 会場 京都アスニー 内容 ファシリテーション講座, コミュニケーショントレーニング, アサーショントレーニング, 救命救急講座
(参照) 推進施策68 諸外国との相互理解の促進		

推進施策14 男女共同参画に関する国内外の情報の収集・整備・提供〔文化市民局, 教育委員会〕

- ◆男女共同参画センターにおける図書, 各種資料等の閲覧・貸出し
- ◆図書館機能の強化

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
男女共同参画センター 「情報提供事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	情報提供事業の一つとして, ウィングス京都図書情報室を運 営 <目標値> 図書利用登録者数25,000人 (H22年度)	利用登録者数 ⑲28,048人→⑳10,272人 ※20年度に, 長期間利用実態がない利 用者の大規模な除籍を行った。 利用者数 ⑲12,986人→⑳14,732人 貸出冊数 ⑲34,215冊→⑳38,669冊 ◇ブックリスト等の発行 ⑲4種類→⑳4種類 ◇ブックフェアの開催 ⑲2回→⑳6回
図書館情報システムの更 新 (教育委員会 中央図書館)	図書のインターネット予約サー ビスの実施をはじめとした, 利 用者サービスの向上に向けたシ ステムの再構築	H20年6月に開館した右京中央図書館で は, 利用者が電子メディアゾーンに設置 されたパソコンにおいてインターネット を利用することができ, 情報収集, 提供 の幅が広がった。 入館者数 ⑲3,648,401人→⑳4,085,513人 貸出冊数 ⑲6,438,559冊→⑳7,205,440冊

基本目標2 男女が共に安心して働き続けられる環境づくり

施策の方針2-1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保

推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進〔理財局, 文化市民局, 産業観光局〕

- ◆啓発情報誌等による広報の充実
- ◆企業等を対象とした男女共同参画研修の充実
- ◆＜再掲＞企業等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進（⇒推進施策4）
- 顕彰制度等の実施による自主的な取組の促進
（「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度の実施など）
- 公的な契約において企業等を奨励する制度の調査・研究

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
企業向けの人権問題情報誌の発行 (産業観光局 経済企画課)	企業における人権意識の高揚を図るため、企業向け人権問題情報誌「ベーシック」を発行し、人権問題に関する諸情報を市内の企業等に提供	発行 年3回(5, 9, 12月) 各約10,000部(うち約6,000部を市内各企業等に送付) 特集テーマ 46号 世界人権宣言 47号 情報モラルと人権(前編) 48号 情報モラルと人権(後篇)
企業向け人権講座の開催 (産業観光局 経済企画課)	企業の各層(経営者層・管理職・人権研修推進者)に対し、人権問題に係る正しい理解及び幅広い知識等の習得を促し、企業内人権研修のより自発的・積極的な実施を促進させるため、企業を対象とした人権問題懇談会、人権問題連続講座、企業内人権研修推進者連続講座等を開催	◇企業向け人権啓発講座 講演「女性登用の取組ー男女がともに働き続けられる職場づくりを目指してー」 参加者数 40人
(参照)	推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 推進施策19 企業等における両立支援の取組の促進	

推進施策16 非正規雇用者の就業環境の整備〔文化市民局〕

- ◆啓発情報誌等による広報の充実
- ◆勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実 (文化市民局 勤労福祉青少年課)	勤労者情報ホームページの開設	◇HP内容 ・リンク情報 ・困ったときの相談窓口 ・関係機関一覧 ・新着情報 ・賃金情報 ・労働相談事例集 ・働く人の基礎知識 ◇HPアクセス件数 ⑱4,866件→⑳6,042件
啓発情報誌等による広報の充実 (文化市民局 勤労福祉青少年課)	京都労働局から配布される最低賃金の広報チラシ、ポスター及び京都府から配布される労働相談の広報チラシ、リーフレットを各区役所・支所等に配布し、市民に広く周知する。	◇配付箇所 各区役所・支所、各青少年活動センター、ウイングス京都、市民総合相談課、関係局 ◇種類 京都府最低賃金改正、京都府産業別最低賃金、京都府労働相談、非正規ほっとライン、年度末労働相談 ◇配布数 チラシ・リーフレット各10～50部、ポスター各2部
(参照)	推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進	

推進施策17 女子学生の就業支援〔総合企画局，文化市民局，教育委員会〕

◆インターンシップの支援・推進

○青少年活動センター，京都若者サポートステーションにおける相談，セミナー等の実施

◆企業（経営者団体）への要請

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
インターンシップ実習生の受入れ (総合企画局 政策推進室)	(財)大学コンソーシアム京都が実施するインターンシッププログラムの実習生を受入れ	◇パブリックコース 受入期間 8月1日～8月29日， 21日間 受入人数 ①99人→②09人 受入所属 ①99所属→②09所属 ◇トライアルコース 受入期間 12月～2月頃， 5日間程度 受入人数 ①96人→②10人 受入所属 ①95所属→②07所属
市立高等学校インターンシップ事業 (教育委員会 学校指導課)	市立高等学校専門学科（工業科，美術工芸科）生徒が，在学中に企業等において就業体験学習を実施	①20年8月 銅駝美術工芸高 美術工芸科 2年生 22人 14社（3日） ②20年11月 伏見工業高 住環境・都市情報・ 生産技術・テクノシステムコース 2年生 116人 58社（2日） ③21年2月 洛陽工業高 全コース学科 2年生 146人 60社（3日） ④20年9月・11月，21年2月 伏見工業高 キャリア実践コース 1年生 35人 48社（5日×3回）
青少年活動センター，京都若者サポートステーションにおける相談，セミナー等の実施 (文化市民局 勤労福祉青少年課)	学校卒業後若しくは中途退学又は離職後，一定期間無業の若者の職業的自立を支援するため，本人及びその保護者を対象に相談事業，各種セミナー等を実施	新規登録者数 ①80人→②153人 相談件数 ①1,440件→②1,751件 進路決定報告者数①21人→②50人 各種セミナー等 ①22回→②22回
企業（経営者団体）への要請 (教育委員会 学校指導課)	雇用主向けに中学校，高等学校及び盲・聾・養護学校卒業生の就職に対する配慮を依頼するお願い文の送付	就職応募時期に合わせて，「統一応募書類」使用の趣旨の理解と採用選考の過程における公正な取り扱いを行うこと等の要請文を作成・配布

推進施策18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進〔全局・区〕

- ◆女性職員の能力開発と積極的登用
- ◆職域拡大の推進
- ◆<再掲>市や外郭団体におけるセクシュアル・ハラスメント防止の率先した取組の推進(⇒推進施策4)
- ◆時間外勤務の縮減等の取組の推進
- ◆旧姓使用制度の周知
- 「仕事と子育て応援プラン」に基づく取組の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
女性職員の管理職等への積極的登用 (総務局 人事課)	採用・昇任等での実質的な男女平等を徹底し、女性職員の職域拡大と能力開発を推進	◇女性の登用状況(4月1日現在)人数(全体に占める割合) ・役付職員 ⑳367人(15.9%) →㉑387人(16.8%) ・全職員 ⑳3,215人(34.5%) →㉑3,220人(35.3%) ※53(別表3)を参照 ◇「京都市人材育成方針」に掲げる部長級以上の女性職員の配置状況(4月1日現在) ⑳55%(11局区/20局区) →㉑74%(14局区/19局区)
女性職員の高速運転士への登用 (交通局 運輸課)	地下鉄烏丸線における運転業務について施設等、環境を整備し、女性職員の職域を拡大	高速車掌として5名の女性職員を登用
女性職員の能力開発と積極的登用/職域拡大の推進 (上下水道局 職員課)	女性職員の指定職(係長級以上)への登用及び女性の職域拡大の推進	女性職員を部長級事業所所長に配置し、女性職員の積極的登用を図った。また、新規採用において、女性の一般技術職員1人を採用するなど、更なる職域の拡大に努めた。
職域拡大の推進 (消防局 人事課)	交替制勤務となる救急及び指令管制業務への女性職員の配置 女性職員の救急課程及び救急救命士養成課程の受講	救急業務への配置 ⑳11人→㉑11人 指令管制業務への配置 ⑳2人→㉑2人 救急課程の受講 ⑳0人→㉑2人
市職員の所定外労働時間削減に向けた取組 (総務局 給与課)	「時間外勤務の縮減に関する指針」(H6年4月策定)に基づく時間外勤務の縮減	「京都市時間外勤務縮減対策本部」の設置
旧姓使用制度の運用 (総務局 人事課)	希望者への旧姓使用の承認	旧姓使用中の職員(4月1日現在)人数(うち男性) 婚姻 ⑳140人(6人)→㉑180人(8人) 養子縁組 ⑳2人(2人)→㉑3人(2人) その他 ⑳6人(0人)→㉑6人(0人) ※P53(別表4)参照
旧姓使用制度の周知 (消防局 人事課)	旧姓使用基準の改正のたびに職員に周知するとともに、各所属の庶務担当者に再度周知徹底	定期人事異動により庶務担当者に変更があった所属の庶務担当者に対して、旧姓使用制度を周知徹底
「仕事と子育て応援プラン」に基づく取組の推進 (総務局 人事課)	京都市の職員全員が、子育てに積極的に参加するとともに、仕事と子育ての両立できる生き生きとした職場環境づくりを目指す。 <目標値> ◇子どもの出生時における父親の5日間以上の連続休暇の取得 50% ◇育児休業等の取得(男性の場合は、出生時の5日以上連続休暇を含む) 男性55%女性90% ◇年次休暇取得日数が10日間以上の職員割合 約80%	◇子どもの出生時における父親の5日間以上の連続休暇の取得 ⑳42.0%→㉑37.8% ◇育児休業等の取得(男性の場合は、出生時の5日以上連続休暇を含む) ⑳男性43.0%,女性98.0% →㉑男性37.8%,女性98.4% ◇年次休暇取得日数が10日間以上の職員割合 ⑳65.8%→㉑65.1%

次世代育成事業（子育て支援対策）の充実 （交通局 職員課）	職員が仕事と子育てを両立できる職場環境づくり	子育てに関するポスター等による啓発
次世代育成事業（子育て支援対策）の充実 （上下水道局 職員課）	次世代育成対策支援の一環として、若年層への福利厚生充実	子育て支援啓発図書の充実
（参照）別表3・4		

施策の方針 2-2 仕事と家庭生活の両立の支援

推進施策19 企業等における両立支援の取組の促進〔理財局、文化市民局〕

- ◆育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進
 - ◆労働時間の短縮等に向けた広報の推進
 - ◆フレックスタイム制など自律的な働き方の普及
 - ◆仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業等の奨励
（「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度の実施など）
- ＜再掲＞公的な契約において企業等を奨励する制度の調査・研究（⇒推進施策15）

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度 （文化市民局 男女共同参画推進課）	「仕事と家庭の両立支援」など、男女がともにいきいきと働くことができる職場づくりに向けて積極的に取り組んでいる企業等を登録し、その取組を応援。H18年度からは、特に意欲的な取組を推進している事業者を市長表彰し、広報誌を発行	◇登録事業者数 ⑱32事業者→⑳51事業者 表彰事業者数 ⑱2事業者→⑳2事業者 ◇広報誌「POWER CATCH KYO（パワーキャッチ きょう）」 発行部数 11,000部（年1回）
「きょうと男女共同参画推進宣言」アドバイザー派遣制度 （文化市民局 男女共同参画推進課）	中小企業等を対象に、職場における男女共同参画の取組推進のための具体的な助言を行うため、キャリアカウンセラーや中小企業診断士等の専門家を派遣	派遣件数 ⑱2件→⑳1件
事業者対象セミナー&情報交換会の開催 （文化市民局 ・男女共同参画推進課 ・産業観光局 ・経済企画課）	職場における男女共同参画について、先進事業者の取組紹介等を行うとともに、事業者間の情報交換及び情報共有を通じて、事業者の自主的な取組を促進	開催回数、参加事業者数 ⑱1回、14事業者→⑳1回、37事業者
（参照） 推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進 推進施策16 非正規雇用者の就業環境の整備		

推進施策20 子育てしながら働き続けられる条件整備〔保健福祉局〕

- ◆地域の保育需要に合わせた受入れ体制の整備
- ◆低年齢児保育，昼間里親事業の充実
- ◆延長保育，休日保育，一時保育，夜間保育の充実
- ◆乳幼児健康支援ダイサービスの充実
- ◆障害児保育の充実
- ◆児童館の整備
- ◆学童クラブ事業の拡充
- ◆ショートステイ事業，トワイライトステイ事業の拡充
- ◆育児の相互援助活動を支援するファミリーサポート事業の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
保育所整備事業等 （保健福祉局 保育課）	保育需要の増加等によって、待機児童がある地域について、保育所の新設，定員増等を行うことによる受入れ体制の確保 <目標値> 保育所定員 24,650人(H21年度)	保育所定員 ⑱24,420人→⑳24,420人 定員調整（定員増） ⑱2箇所，30人→⑳3箇所，45人 保育所待機児童 ⑱89人→⑳99人

京都市昼間里親事業等 (保健福祉局 保育課)	保育に欠ける乳児を、個人の家庭等で保育	昼間里親数 ⑱33人→⑳32人 委託児童数 ⑱370人→⑳370人
延長保育, 休日保育, 一時保育, 夜間保育の充実 (保健福祉局 保育課)	11時間を超える保育の実施や一時的な保育ニーズに対する保育の実施等 <目標値> 延長保育の実施箇所数190箇所, 休日保育実施箇所数5箇所, 一時保育の実施箇所数42箇所 (H21年度)	◇延長保育の実施箇所数 (夜間延長保育を含む) ⑱164箇所→⑳169箇所 ◇休日保育の実施箇所数 ⑱3箇所→⑳3箇所 ◇一時保育の実施箇所数 ⑱33箇所→⑳37箇所
乳幼児健康支援デイサービス事業 (保健福祉局 保健医療課)	病気回復期の児童について、家庭での育児が困難な場合のデイサービス	実施施設数 ⑱5施設→⑳5施設 延利用件数 ⑱948人→⑳714人
障害児保育対策事業 (保健福祉局 保育課)	障害児の受入れ促進のための保育士加配の助成と研修・相談事業	障害児保育実施箇所数 ⑱200箇所→⑳208箇所 障害児保育実施児童数 ⑱695人→⑳706人 障害児保育巡回相談実施件数 ⑱1,579人→⑳1,583人
児童館の整備 (保健福祉局 児童家庭課)	地域の児童健全育成センターとしての一元化児童館 (学童クラブ機能を有した児童館) の整備 <目標値>児童館数 130箇所 (H21年度)	⑱106館→⑳110館 (上記のほか, 学童クラブ機能を有さない児童館1館)
学童クラブ事業の拡充 (保健福祉局 児童家庭課)	放課後, 小学校1~3年生 (障害のある児童については, 小学校1~4年生) の児童を適当な場を設けて保護するとともに, これら児童を健やかに育成する事業	実施箇所総数 ⑱123箇所→⑳127箇所 うち児童館における実施箇所数 ⑱106館→⑳110館
子育て支援短期利用事業 (保健福祉局 児童家庭課)	家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に, 児童養護施設等で一定期間養育する事業	ショートステイ利用日数 ⑱9,737日→⑳10,506日 トワイライトステイ利用日数 ⑱82日→⑳204日
ファミリーサポート事業 (保健福祉局 児童家庭課)	育児の援助を受けたい人 (依頼会員・おねがいさん) と育児の援助を行いたい人 (提供会員・おまかせさん) とが会員となって行う子育てを支え合う事業	登録会員数 (3月末日現在) ⑱3,577人→⑳4,137人 (内訳) 依頼会員⑱2,766人→⑳3,263人 提供会員⑱642人→⑳681人 両方会員⑱169人→⑳193人 活動数 (3月末日現在) ⑱12,984人→⑳12,045人

推進施策21 仕事・子育て・介護等の生活設計の支援〔文化市民局〕

- ◆両立支援セミナーの開催

(参照) 推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成

施策の方針2-3 女性の職業能力発揮の支援

推進施策22 女性の職業能力の開発〔文化市民局〕

- ◆就業支援のための講座等の開催
- ◆再就職準備セミナーの開催
- ◆京都労働学校の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
男女共同参画センター 「学習・研修事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	技能習得のためのパソコン講座を開催	講座数, 延べ受講者数 ⑲24講座, 201人 →⑳35講座, 391人 (注: 推進施策6のホームページ作成講座を含む。)
男女共同参画センター 「学習・研修事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	再就職を考えている女性を対象とする講座「再就職準備セミナー」を開催	開催回数, 延べ受講者数 ⑲3期, 計5回, 108人 →⑳計2回, 43人
京都労働学校の充実 (文化市民局 勤労福祉青少年課)	常設の夜間学校(各種学校)として, 勤労者向け講座を実施(運営は(社)京都勤労者学園に委託)	科目 【教養課程】労働法, 経理・経営の実務, 年金, 日本史, 読み語り, メンタルヘルス, 英会話等 【専門課程】簿記, 実用ペン字, 書道, パソコン等 ◇入学者数 ⑲1, 526人→⑳1, 574人

推進施策23 商工・サービス・農林業等に従事する女性の評価と男女のパートナーシップの確立

〔文化市民局, 産業観光局〕

- ◆自営業等における経営と家計の分離に関する啓発の推進
- ◆家族経営協定の普及
- ◆農林業を担う女性グループの育成

○中小事業所等で活躍する女性の広報

(あなたのチャレンジ応援し隊～男女共同参画チャレンジモデル広報事業～の実施など)

(参照) 推進施策24 女性の起業に対する支援

推進施策24 女性の起業に対する支援〔文化市民局, 産業観光局〕

- ◆女性起業家支援セミナーの開催
 - ◆京都起業家学校の開催
 - ◆創業者に対する経営相談等の支援
- 女性起業家等の広報 (あなたのチャレンジ応援し隊～男女共同参画チャレンジモデル広報事業～の実施など)

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
女性起業家セミナー起業支援「京おんな塾」 (産業観光局 産業振興課)	起業を目指す女性を支援するセミナー等を開催	期間 10月18日～12月6日(全6回) 内容 先輩起業家から学ぶ成功と失敗, マーケティングの基礎, 事業計画書の作成とプレゼンテーション等 修了者数 ⑲16人→⑳17人 (H20年度までの卒業者数362人)

京都起業家学校 (産業観光局 産業振興課)	産学公の連携のもと京都で起業を目指す人材に対し、ビジネスプランのブラッシュアップを中心に起業に必要な経営知識の習得を図る講座	期間 5月24日～9月27日(全12日) 内容 講義・ワークショップ(起業戦略と実践事例, 発想法と論理展開・表現術, マーケティングと財務会計, ビジネスプランの構築・発表等) 修了者数(うち女性) ⑲17人(4人)→⑳13人(3人)
男女共同参画チャレンジモデル広報事業 (文化市民局 男女共同参画推進課)	広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」の発行	発行 7,000部(年1回) 内容 女性(男性)の少ない分野で活躍する女性(男性)や, 女性起業家などを紹介

推進施策25 働き方に関する情報提供・相談の充実〔文化市民局〕

◆労働講座の開催

◆＜再掲＞勤労者情報システム「さわやかわーく」の充実(⇒推進施策16)

○＜再掲＞青少年活動センター, 京都若者サポートステーションにおける相談, セミナー等の実施(⇒推進施策17)

○働く女性のこころの健康相談の実施

(参照) 推進施策22 女性の職業能力の開発 推進施策60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実
--

推進施策26 働く女性の健康管理の促進〔文化市民局, 産業観光局, 保健福祉局〕

◆労働安全衛生に関する取組等の啓発

◆女性健康診査の実施, 女性健康手帳の交付

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
青年期健康診査 (保健福祉局 保健医療課)	18歳から39歳までの健康診査を受ける機会のない市民を対象とした健康診査の実施と健康づくりファイルの交付	健康診査受診数 ⑲2,251人 →⑳1,876人(女性1,558人・男性318人)
(参照) 推進施策16 非正規雇用者の就業環境の整備		

推進施策27 労働に関する調査・研究の推進〔文化市民局〕

◆労働に関する調査・研究事業の充実

(参照) 推進施策7 ジェンダーに関する調査・研修の推進

基本目標3 自立した個人の生き方を尊重し支え合える家庭づくり

施策の方針3-1 家庭生活における男女共同参画の促進

推進施策28 家庭生活における男女共同参画に向けた男性の意識と能力の向上

[文化市民局, 教育委員会]

- ◆男性を対象とした講座等の充実
- 啓発情報誌等による広報・啓発の推進
- <再掲>「おやじの会」の取組の推進 (⇒推進施策12)

(参照) 推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成

推進施策29 生活者の視点に立った男女の消費生活の向上 [文化市民局]

- ◆消費生活に関する講座や教室の充実
- ◆啓発情報誌等の発行
- ◆消費生活相談の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
消費者教室・セミナー等の開催 (文化市民局 市民総合相談課)	市民を対象に開催する経済・契約・衣食住等に関する講座	◇消費者生活講座 ⑲5回, 210人→⑳5回, 204人 ◇市民料理教室 ⑲5回, 500人→⑳4回, 400人
生活情報誌の発行 (文化市民局 市民総合相談課)	消費生活相談事例などを掲載する生活情報誌「マイシティライフ」の発行	発行 ⑲年4回, 各40,000部 →⑳年4回, 各40,000部 配布対象 市民一般
消費生活相談の実施 (文化市民局 市民総合相談課)	消費者トラブルの解決のための助言やあっせんなどの苦情処理を実施	消費生活相談件数 ⑲7,692件→⑳7,801件 (対前年比109件1.4%増)

推進施策30 男女が共に家庭生活に参画できる就業環境の整備 [文化市民局]

- ◆<再掲>育児休業や介護休業などの制度の定着と利用促進 (⇒推進施策19)
- ◆<再掲>労働時間の短縮等に向けた広報の推進 (⇒推進施策19)
- ◆<再掲>フレックスタイム制など自律的な働き方の普及 (⇒推進施策19)
- ◆<再掲>仕事と家庭生活の両立支援に取り組む企業等の奨励
(「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度の実施など) (⇒推進施策19)

施策の方針3-2 多様なライフスタイルに応じた子育て支援の充実

推進施策31 男女が共に安心して子育てできる保育環境の整備 [保健福祉局]

- ◆<再掲>地域の保育需要に合わせた受入れ体制の整備 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>低年齢児保育, 昼間里親事業の充実 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>延長保育, 休日保育, 一時保育, 夜間保育の充実 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>乳幼児健康支援ダイサービスの充実 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>障害児保育の充実 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>児童館の整備 (⇒推進施策20)
- ◆<再掲>学童クラブ事業の拡充 (⇒推進施策20)

推進施策32 地域における子育て支援の充実 [保健福祉局, 教育委員会]

- ◆子育て支援総合センター「こどもみらい館」における取組の充実
- ◆子どもネットワークの充実
- ◆保育所地域活動事業の充実
- ◆<再掲>ショートステイ事業・トワイライトステイ事業の拡充 (⇒推進施策20)
- ◆地域に開かれた子育て支援事業の充実
- ◆<再掲>育児の相互援助活動を支援するファミリーサポート事業の充実 (⇒推進施策20)
- 子育て支援いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実
- ◆私立幼稚園における地域子育て相談事業の充実
- 市民の自主的な子育て支援活動への支援
- 育児支援家庭訪問事業の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
子育て支援事業 (教育委員会 京都市子育て支援総合センター子どもみらい館)	保育所(園)・幼稚園, 私立・市立・国立の垣根を越えた子育て支援の中核施設としての様々な事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◇入館者数 ⑒401, 551人→⑓396, 568人 ◇子育て相談 <ul style="list-style-type: none"> ・対面相談⑒2, 122件→⑓2, 500件 ・健康相談⑒90件→⑓121件 ・電話相談⑒956件→⑓989件 ◇講座・教室 <ul style="list-style-type: none"> ・子育てパワーアップ講座 ⑒53回2, 479人→⑓53回2, 352人 ・子育てセミナー ⑒11回486人→⑓12回336人 ・子育て井戸端会議 ⑒80回2, 389人→⑓87回2, 814人 ・館長の井戸端サロン ⑒12回735人→⑓13回879人 ・すくすく教室 ⑒6回141組→⑓6回128組 ◇子育て図書館 <ul style="list-style-type: none"> ・貸出人数 ⑒43, 051人→⑓48, 872人 ・貸出点数 ⑒178, 048点→⑓186, 741点 ◇研修室・会議室の利用 <ul style="list-style-type: none"> ・利用回数 ⑒2, 450回→⑓2, 587回 ・利用率 ⑒208. 6→⑓221. 4 ◇ボランティア養成 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談ボランティア登録者 ⑒51名→⑓58名 ・子育て支援ボランティア登録者数 ⑒271人→⑓213人 ◇研究事業 <ul style="list-style-type: none"> 5年間の取組内容とまとめについて報告会を実施し, 冊子を発行 ・乳幼児子育て支援研究プロジェクト 「親のニーズから見る子育て支援の方向性」をメインテーマにしたワークショップの第4回を開催(第1～3回はH19年度開催) ・就学前教育研究プロジェクト 「子どもの心の育ち」をメインテーマに, 毎月1回会合を実施し, 5年間のまとめを執行 ・地域で結ばれた事例研究プロジェクト H17～18年度に行った保育園(所)・幼稚園と小学校や地域の諸団体との結びつきの実態を把握するアンケート調査の結果から, 地域社会と結びついた保育実践事例の視察調査をH19年度に引き続き実施

子どもネットワークの運営 (保健福祉局 児童家庭課)	子どもの人権擁護と子育てを総合的・一体的に支援するため、地域レベル、行政区レベル、全市レベルといった重層的なネットワークを構築	京都子どもネットワーク連絡会議開催 ◇全体会議 1回 ◇進捗管理部会 1回 ◇京都市機関連絡推進会議 1回 ◇課題別検討会議 2回(児童虐待防止対策) ◇京都やんちゃフェスタ(第2部)作業部会 5回
保育所地域活動事業 (保健福祉局 保育課)	保育所の子育てに関する専門的機能を活用し、子育て相談や講座等を開催	地域子育てステーション事業実施箇所数 (保育所分のみ) ①9118箇所→②122箇所
地域子育て支援ステーションの運営 (保健福祉局 児童家庭課)	H10年5月から、保育所・児童館を「地域子育て支援ステーション」として順次指定 地域子育て支援ステーションを小学校区を単位として身近な地域に設置できるよう努める。	指定箇所数 ①160箇所→②170箇所
深草ふれあいらんど (深草支所 支援保護課)	就学前の子どもと保護者が色々な遊びを経験する場を提供するとともに、親同士のつながりを深めるきっかけづくりの機会となる子育て支援イベント(あわせて子育ての相談を気軽に利用できる場を提供)	年2回開催 延べ参加者 ①574人→②499人 協力機関 地域子育て支援ステーション、地域子育て支援拡充事業実施保育所、主任児童委員、伏見保健所深草支所、深草子ども支援センター
子育て支援いきいきセンター(つどいの広場)事業の充実 (保健福祉局 児童家庭課)	子育て中の親子(主に乳幼児とその親)が気軽に集い、交流できる場を提供するとともに、子育てアドバイザーを設置することにより専門的な観点から保護者の相談に対応、また子育て支援関連情報の提供、子育てに関する講習会等を実施 <目標値> 実施箇所数 20箇所(H21年度)	実施箇所数 ①9箇所→②14箇所
(社)京都市私立幼稚園協会「特色ある幼稚園教育推進事業」 (教育委員会 総務課)	(社)京都市私立幼稚園協会が、本市と連携のもと、私立幼稚園で子育て相談などの事業を実施	市内私立幼稚園97ヶ園で実施 内容 子育て相談の実施、絵本読み聞かせ講座の実施、園庭・園舎開放事業、預り保育の充実など 予算 ①945,000千円→②45,000千円
子育て支援ボランティアバンク事業 (保健福祉局 児童家庭課)	広く子育てに関心のある方にバンクに登録していただき、児童館や地域の子育て支援の場を支えるボランティアの人材を育成するとともに、安心して活動できる場を提供していくことにより、子育てボランティアの活動を支援	登録者数 ①70人→②119人
育児支援家庭訪問事業の実施 (保健福祉局 児童家庭課、 保健医療課)	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に過重な負担がかかる前の段階において、訪問などによる支援を実施することにより、当該家庭の養育機能を回復させ、安定した児童の養育を図る。 【実施機関：福祉事務所(子ども支援センター)及び保健所】	◇福祉事務所 訪問実家庭数 ①140件→②137件 訪問延べ回数 ①1,238回→②1,460回 ◇保健所 訪問実家庭数 ①1,036件→②1,397件 訪問延べ回数 ①1,596回→②1,852回
(参照) 推進施策47 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援		

推進施策33 子育てにかかる経済的負担の軽減〔保健福祉局，都市計画局，教育委員会〕

- ◆保育料の軽減
- ◆乳幼児医療費助成制度の拡充
- ◆特定優良賃貸住宅における家賃補助
- ◆私立幼稚園就園奨励費，教材費の補助

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
保育料の軽減 (保健福祉局 保育課)	国徴収基準を大幅に下回る本市独自の保育料を設定	対国基準比率67.5% (予算数値)
子ども医療費支給事業 (保健福祉局 地域福祉課)	子どもにかかる医療費の一部を助成	受給者数 ⑱69,697人→⑳80,730人 受診件数 ⑱477,494件→⑳488,311件
子育て世帯優先住宅の募集 (都市計画局 住宅政策課)	入居者募集に子育て世帯の募集枠を設定 (事務及び窓口は京都市住宅供給公社が担当)	募集戸数 6戸 申込者 40人 倍率 6.6倍 入居者 3件 【⑳新規取組】
都心4区における特別家賃補助 (都市計画局 住宅政策課)	都心4区(上京, 中京, 東山, 下京)の特定優良賃貸住宅に, 本市独自の特別家賃補助を実施 (18歳未満で同居する子どもがいる世帯に対し, 1人につき5,000円補助) H17年度から新規認定を廃止	子育て世帯補助世帯数 ⑱301世帯→⑳101世帯
京都市私立幼稚園就園奨励費事業, 京都市私立幼稚園教材費補助事業 (教育委員会 調査課, 総務課)	保護者が支払う私立幼稚園の保育料を補助	私立幼稚園就園奨励補助金 ⑱実績額1,068,330千円 →⑳実績額935,245千円 私立幼稚園児教材費補助 ⑱実績額182,520千円 →⑳実績額302,356千円

推進施策34 ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進〔保健福祉局，都市計画局〕

- ◆＜再掲＞母子生活支援施設における保護・生活援助（⇒推進施策3）
- ◆母子福祉センターにおける事業の充実
- ◆母子家庭等医療費支給事業の実施
- ◆ひとり親家庭日常生活支援事業の実施
- ◆母子家庭自立支援給付金事業の実施
- ◆母子寡婦福祉資金貸付事業の実施
- ◆母子家庭市営住宅優先入居の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
母子福祉センター運営 (保健福祉局 児童家庭課)	ひとり親世帯の就業・自立に係る相談や技能習得を図り、また、各種のサークル活動等を通じてひとり親相互の交流を深める施設として運営	◇相談事業（電話・来所） ⑲95件→⑳99件 ◇就業相談（電話・来所） ⑲306件→⑳495件 ◇就職セミナー ⑲6回，81人→⑳6回，65人 ◇法律相談 ⑲69人→⑳78人 ◇パソコン講習会 ⑲10人×4クラス→⑳10人×4クラス ◇ファミリーネットワーク事業 （開催回数，母子合計参加者数） ⑲6回，179人→⑳6回，191人 ◇サークル・会合での利用 （回数，延べ利用者数） ⑲92回，669人→⑳108回，786人
母子家庭等医療費支給事業 (保健福祉局 地域福祉課)	母子家庭の児童及び母等の医療費の一部を支給	受給者数 ⑲28,550人→⑳29,071人 受診件数 ⑲323,752件→⑳334,805件
ひとり親家庭日常生活支援事業 (保健福祉局 児童家庭課)	就職活動，疾病，出張等により一時的に生活補助，保育サービスが必要な場合に，家庭生活支援員の派遣等を行うことにより日常生活の支援を行う。	派遣回数 ⑲1,303回→⑳879回
母子家庭自立支援給付金事業（自立支援教育訓練給付金事業・高等技能訓練促進費事業） (保健福祉局 児童家庭課)	母子家庭の母が技能習得を行う際に給付金を支給	◇自立支援教育訓練給付金事業 講座指定件数 ⑲70件→⑳48件 給付件数 ⑲58件→⑳39件 ◇高等技能訓練促進費事業 給付件数 ⑲19件→⑳39件
母子寡婦福祉資金貸付事業 (保健福祉局 児童家庭課)	母子家庭や寡婦の方の経済的自立をお手伝いし，生活の安定や子どもの福祉の増進を図るために，各種資金の貸付けを行う。	貸付実績 ⑲762件→⑳708件
特定目的住宅(母子世帯)の募集 (保健福祉局 児童家庭課， 都市計画局 住宅政策課)	入居者募集に母子世帯の募集枠を設定 （事務は保健福祉局が担当し，福祉事務所等が窓口）	募集戸数 ⑲43戸→⑳51戸 申込者 ⑲225人→⑳134人 倍率 ⑲5.2倍→⑳2.6倍 入居者 ⑲31件→⑳32件

推進施策35 子どもの虐待防止対策の推進〔保健福祉局，教育委員会〕

- ◆対応マニュアルの作成及び研修・啓発活動の実施
- ◆児童虐待防止ネットワークの整備
- ＜再掲＞育児支援家庭訪問事業の実施（⇒推進施策32）

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
対応マニュアルの作成， 研修の実施 (保健福祉局 児童家庭課)	各種リーフレット等の活用，シンポジウムの開催等による子どもの虐待に対する啓発活動の推進	「あした笑顔になあれ」（子どもSOS児童虐待防止ウェブサイト） アクセス件数 ①9301, 452件→②0434, 326件
虐待防止に向けた教職員研修 (教育委員会 生徒指導課)	教職員・PTAを対象とした虐待防止に向けた研修及び虐待を回避する力をつけるための授業の研修を実施	開催回数 ①8回→②6回
児童虐待防止ネットワークの整備 (保健福祉局 児童家庭課)	全市レベルの子育て支援ネットワークとなる京都子どもネットワーク連絡会議を中心に，行政区レベルや地域レベルでのネットワークを充実	○京都子どもネットワーク連絡会議「要保護児童対策・虐待防止部会」の開催1回 ○全市レベルの「要保護児童対策地域協議会」を設置

施策の方針 3-3 高齢者や障害のある人が安心して暮らせる環境の整備

推進施策36 介護サービスの充実や質的向上〔文化市民局，保健福祉局〕

- ◆特別養護老人ホーム，介護老人保健施設等の整備
- ◆介護サービスの評価と苦情処理体制の整備
- ◆配食サービス，緊急通報システム等の支援の充実
- ◆訪問介護(ホームヘルプサービス),通所介護(デイサービス),短期入所，生活介護(ショートステイ)等の支援の充実
- ◆家族向け介護実習の実施
- ◆介護利用型軽費老人ホーム(ケアハウス)，養護老人ホームの整備
- ◆介護サービスに携わる職員の質的向上研修の実施
- 啓発情報誌等による広報・啓発の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
老人ホームの整備 ・特別養護老人ホーム ・ケアハウス (保健福祉局 長寿福祉課)	寝たきり高齢者や認知症高齢者等の介護を要する高齢者等への安定した生活の場の提供 <目標値> 特養定員数整備目標4,470人(H20年度)，ケアハウス定員数整備目標670人(H20年度)	運営実績(特養定員数) ①4,213人→②4,408人 運営実績(ケアハウス定員数) ①577人→②617人
京都市介護サービス評価事業/苦情処理体制の整備 (保健福祉局 介護保険課)	事業者の提供するサービスの質を事業者及び利用者又は家族が評価し，評価結果を公表 区役所・支所の福祉介護課を，介護保険制度全般に関する苦情・相談に対応する窓口と位置付けて対応	苦情・相談件数 ①177件→②175件 評価事業はH16年度で廃止
緊急通報システム事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	ひとり暮らし高齢者等に対し，消防局に即時に通報できる専用装置を貸与	設置台数(21年3月末現在) ①11,528台→②11,256台
家族介護用品給付事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	要介護4以上の高齢者を介護している市民税非課税世帯の家族に対し，介護保険の給付対象外となる介護用品と交換できる給付券を交付	利用登録者数 ①1,983人→②2,118人
徘徊高齢者あんしんサービス事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	小型発信機(PHS又はGPS)の位置特定サービスを利用し，徘徊高齢者等を早期に発見する事業	利用登録者数 ①84人→②76人

老人福祉員設置事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	ひとり暮らし高齢者等を対象に、市長が委嘱する老人福祉員が安否確認や話し相手等として訪問	老人福祉員設置数 ⑲1,214人→⑳1,214人
日常生活用具給付等事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	ひとり暮らしや認知症のある高齢者等に対し、火災警報器や電磁調理器等の日常生活用具を給付	日常生活用具の給付件数 ⑲1,548件→⑳1,363件
入浴サービス助成事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者等に対して入浴サービス(施設入浴、送迎入浴)を提供	入浴サービス利用件数 ⑲2,316件→⑳2,728件
配食サービス助成事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者への栄養のバランスがとれた昼食の提供、併せて安否確認	実配食数 ⑲392,429食→⑳422,511食
すこやかホームヘルプサービス (保健福祉局 長寿福祉課)	介護保険の対象にはならないが、在宅生活を維持するために援助が必要な方に対し、ホームヘルパーを派遣	派遣世帯数(3月末現在) ⑲129世帯→⑳112世帯
健康すこやか学級 (保健福祉局 長寿福祉課)	概ね65歳以上の自立認定者等を対象に健康づくり等の講座を開催	実施箇所数 ⑲174箇所→⑳179箇所 実施回数 ⑲3,418回→⑳3,553回
老人デイサービス事業の拡充 (保健福祉局 長寿福祉課)	通所や訪問により入浴や給食等各種サービスを提供する老人デイサービス事業の拡充	運営実績 ⑲79箇所→⑳79箇所
老人短期入所(ショートステイ)事業の充実 (保健福祉局 長寿福祉課)	短期入所生活介護(ショートステイ)事業の充実	運営実績(年度末定員数) ⑲671人→⑳693人
洛西ふれあいの里保養研修センター運営事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	京都市洛西ふれあいの里介護実習・普及センターでの市民向け講座の開催	◇テーマ別介護講座 延べ受講者数⑲262人→⑳396人 ◇ステップアップ講座 受講者合計⑲162人→⑳89人 ◇上記のほか要望に応じ、リクエスト講座等開講、個別相談も受付
洛西ふれあいの里保養研修センター運営事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	洛西ふれあいの里保養研修センターにおける研修の実施	延べ受講者数 (保養研修センター主催) ◇基礎研修 ⑲557人→⑳261人 ◇専門課題別研修 ⑲1,699人→⑳1,000人 ◇資格取得研修 ⑲1,139人→⑳160人 (介護・実習普及センター主催) ◇専門職対象研修 ⑲942人→⑳426人
認知症介護実践研修の開催 (保健福祉局 長寿福祉課)	認知症高齢者の介護に関する実践的研修の実施	修了者数 ◇実践者研修(3回) ⑲169人→⑳179人 ◇実践リーダー研修(1回) ⑲23人→⑳23人
高齢者介護専門研修の開催 (保健福祉局)	高齢者の介護に携わる職員を対象とした研修の実施	開催回数 ⑲11回→⑳11回 参加者数 ⑲1,261人→⑳960人
事業者連絡会、介護支援専門員研修等の開催、関係団体が実施する研修事業への支援 (保健福祉局 介護保険課)	介護支援専門員等介護サービスに携わる職員の資質向上のために各種研修や説明会等を実施	◇事業者連絡会議 全市 ⑲127回→⑳127回 ◇ケアプラン研修 参加人数 ⑲167人→⑳145人

「すこやか進行中！！～高齢者のためのサービスガイドブック～」の発行 (保健福祉局 長寿福祉課)	介護保険制度及び高齢者保健福祉施策を総合的に紹介し、要介護高齢者から元気な高齢者まで、地域の高齢者やその家族がサービスを利用するときの手引書となるよう、サービスの内容、利用手続、利用者負担、相談連絡先等を掲載した冊子を作成し、発行	形状 A4 88頁 4色刷り 発行時期 6月上旬 印刷部数 70,000部 主な配布先 各区役所・支所福祉介護課、支援(保護)課、各保健所、各コミュニケーションセンター、各地域包括支援センター等
---	---	---

推進施策37 高齢者の生活や介護等に関する専門相談体制の充実〔保健福祉局〕

◆長寿すこやかセンター等における専門相談体制の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
長寿すこやかセンターの運営 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者の社会参加等の促進と、介護に関する相談、研究、研修や、多様な施策を推進する施設の整備、運営	利用状況(延べ件数) 認知症相談 ①9346件→②306件 法律相談 ①273件→②93件 高齢者権利擁護相談 ①260件→②173件

推進施策38 高齢者の社会参加の支援〔保健福祉局、教育委員会〕

- ◆「市民すこやかフェア」の開催
- ◆講演会・シンポジウム等の開催
- ◆老人クラブ活動への支援
- ◆全国健康福祉祭(ねんりんピック)への参加者派遣
- ◆シルバー人材センターへの支援
- ◆「ゴールデン・エイジ・アカデミー」の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
市民すこやかフェア開催事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	京都市と高齢者福祉に関係の深い団体により実行委員会を構成し、市民すこやかフェアを開催(高齢者をはじめとする市民が、気軽に参加できる催しを通じて、長寿社会を考える機会を提供するための高齢者総合福祉イベント)	開催 9月6日～7日 会場 みよこめっせ他 内容 すこやか健康ウォーク、舞台発表、作品展示、健康相談、体力診断等 参加人数 ①18,000人→②20,000人
すこやか講演会、講座・体操教室 (保健福祉局 長寿福祉課)	学校の余裕教室等を活用し、介護予防や交通安全、健康に関することなど、様々なテーマでのミニ講座や、すこやか体操、うた、書道、手芸等の活動を実施	①174箇所→②179箇所 延利用者数 ①71,388人→②78,506人
講演会・シンポジウム等の開催	(参考)別表5「講演会一覧」	
老人クラブ補助等事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	老人クラブ、市・区老人クラブ連合会に対して活動費の一部を補助	老人クラブ数 ①1,157クラブ→②1,150クラブ 老人クラブ会員数 ①65,093人→②64,465人
全国健康福祉祭参加者派遣等事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	全国健康福祉祭へ京都市代表選手団を派遣	第21回全国健康福祉祭鹿児島大会 実施日 10月25日～28日 派遣人数 ①174人→②151人
シルバー人材センターへの支援 (保健福祉局 長寿福祉課)	高齢者向けの臨時的・短期的な仕事を把握、提供するシルバー人材センターの事業に対する助成	会員数 ①4,699人→②5,115人(内訳) 男性①2,929人→②3,197人 女性①1,770人→②1,918人 受注件数 ①26,685件→②28,119人 契約金額 ①1,521,503千円 →②1,554,239千円

<p>「ゴールデン・エイジ・アカデミー」, 「学びのフォーラム山科」の充実</p> <p>(教育委員会 生涯学習総合センター事業課, 生涯学習総合センター山科)</p>	<p>市内在住の方又は, 市内に通勤・通学の方を対象とした教養講座。歴史・文学・芸術や健康など幅広い分野から月ごとにテーマを設定。ゴールデン・エイジ・アカデミーはアスニー山科にも同時中継し, 講演会終了後には歌唱指導を実施。</p>	<p>(開催回数, 延べ受講者数)</p> <p>◇京都アスニー ①947回, 24, 881人 →②048回, 25, 826人</p> <p>◇アスニー山科 (1) 学びのフォーラム山科 ①947回, 11, 139人 →②044回, 10, 416人 (2) 京都アスニー講演会同時中継 ①947回, 2, 925人 →②048回, 3, 362人</p>
--	--	---

推進施策39 障害のある人への支援の充実〔保健福祉局〕

- ◆スポーツ・芸術文化活動等の実施による社会参加の支援
- ◆就労移行支援・就労継続支援施設等の整備による能力向上や就業支援の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
<p>障害者体育大会</p> <p>(保健福祉局 障害保健福祉課)</p>	<p>スポーツを通じた社会参加を促進するため, 障害のある人の体育大会を開催</p>	<p>第20回京都市障害者体育大会 実施日 6月1日 参加者 ①1, 200人→②1, 200人</p>
<p>全国障害者スポーツ大会へ京都市選手団を派遣</p> <p>(保健福祉局 障害保健福祉課)</p>	<p>身体障害者及び知的障害者が参加する障害者スポーツの全国大会への派遣</p>	<p>第8回全国障害者スポーツ大会 実施日 10月11日～13日 派遣人数 ①52人→②56人</p>
<p>就労支援事業所の整備</p> <p>(保健福祉局 障害保健福祉課)</p>	<p>障害のある市民が地域で自立した生活を送れるよう, 能力向上や就業機会を確保するための就労支援事業所の整備</p>	<p>就労支援事業所等 ①1, 390人分→②1, 415人分</p>
<p>心の輪を広げる障害者理解促進事業</p> <p>(保健福祉局 障害保健福祉課)</p>	<p>「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し, 部門ごとに優秀作品を表彰するとともに, 内閣府へ推薦</p>	<p>応募総数 ①32点→②120点</p>
<p>「総合支援学校生徒の進路開拓を目指す巣立ちネットWORK」の取組の推進(教育委員会総合育成支援課)</p>	<p>企業・福祉関係等の構成団体による総合支援学校生徒の進路先確保に向けた職場開拓の検討, 協議・情報交換, 及び事業主を対象とした総合支援学校の教育啓発事業「障害のある市民の雇用フォーラム」の実施</p>	<p>障害のある市民のための雇用フォーラム 実施日 ①11月5日→②11月5日 参加企業・団体数 ①54社・団体→②63社・団体 事務局会議の開催 ①3回→②3回</p>
<p>「総合支援学校デュアルシステム」の推進(教育委員会総合育成支援課)</p>	<p>総合支援学校高等部職業学科において, 1人1人の就職希望の実現を目指し, 総合支援学校での学習と企業での実習を計画的に連携・実施することにより, 企業の求める人材を育成する。</p>	<p>高等部職業学科生徒就職率(人数) ①100%(41人)→②100%(44人) 運営会議等の開催 ①2回→②3回 参画企業・団体等数 ①21社・団体→②21社・団体</p>

推進施策40 高齢者や障害のある人の権利擁護の推進〔保健福祉局〕

- ◆ 高齢者・障害者権利擁護ネットワークの運営
- 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の周知
- 認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
高齢者・障害者権利擁護ネットワークの運営 (保健福祉局 長寿福祉課, 障害保健福祉課)	高齢者・障害者の権利擁護対策等の推進を図る「京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク運営会議及び連絡会議」の運営	運営会議の開催(12月) 連絡会議の開催(1月)
成年後見制度や地域福祉権利事業の周知 (保健福祉局 障害保健福祉課, 長寿福祉課)	判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者のうち、身寄りがいない場合など、4親等内の親族等の当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判請求を補充し、成年後見制度の利用を確保する。	市長申立件数 知的障害者 ①93件→②07件 精神障害者 ①92件→②00件 認知症高齢者 ①27件→②26件
認知症あんしん京（みやこ）づくり推進事業 (保健福祉局 長寿福祉課)	市民に対し、認知症に関する知識と対応方法等の普及及び啓発を推進し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて、市民自らによる展開を図る。	認知症あんしんサポーター養成 ①5,418人→②6,309人 認知症あんしんサポートリーダーの養成 ①732人→②387人

推進施策41 人に優しいまちづくりの推進〔保健福祉局，都市計画局，建設局〕

- ◆ 公共建築物のバリアフリー改修の推進
- ◆ 高齢者や障害のある人の生活に配慮した公営住宅の供給
- ◆ 高齢者向け優良賃貸住宅の供給
- ◆ 高齢者等リフォーム融資制度の実施
- ◆ 高齢者等に対する住宅相談の充実
- ◆ だれもが安全・快適に利用できる歩行空間ネットワークの整備
- ユニバーサルデザインアドバイザー派遣の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
公共建築物のバリアフリー化の推進 (都市計画局 企画設計課，整備支援課，工務監理課)	公共建築物の新増築又は改修時には、「高齢者，障害者等の移動等の円滑化に関する法律」（バリアフリー新法）及び「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」の施設整備基準に基づき，バリアフリー化を推進 (注)右欄 EV=エレベーター	◇新築時におけるバリアフリー化への取組（スロープ・手すり・EV・多機能トイレ等） ・花背小中学校 ・消防活動センター ・七条第三児童館 ・綾西公園便所 等 ◇改修時におけるバリアフリーへの取組（スロープ・手すり・多機能トイレ段差改修等） ・大原，花背，神川出張所 ・若杉学園，歴史資料館 ・小野，川岡，七条，吉祥院，西院小学校 ・梅津中学校 ・白河総合支援学校
「バリアフリー条例」による指導 (都市計画局 建築審査課)	市有建築物の新築，増改築，大規模修繕及び模様替えに当たり，バリアフリー化等の指導を実施	◇音楽高等学校(移転整備) ◇下京渉成小学校(新築) ◇三条鴨東地区市営住宅ただし，22棟(新築) ◇北白川児童館(新築)
バリアフリー基本構想の策定 (都市計画局 歩くまち京都推進室)	「京都市交通バリアフリー全体構想」に定められた14の重点整備地区毎に「基本構想」を策定	H20年9月22日「東福寺地区」・「京阪藤森地区」，H20年12月22日「伏見地区」の基本構想を策定し，全重点整備地区（14地区）において基本構想の策定を完了

交通バリアフリー道路特定事業 (建設局 道路計画課)	「京都市バリアフリー全体構想」で選定した14箇所の重点整備地区毎に、バリアフリーな歩行空間を整備するための道路特定事業計画を策定	東福寺地区、京阪藤森地区、伏見地区の基本構想の策定を受け、道路特定事業計画を策定
交通施設バリアフリー化設備整備費補助制度 (都市計画局 歩くまち京都推進室)	鉄道事業者等が行う駅舎のバリアフリー化事業に、国及び京都府と協調して、補助金を交付 (注)右欄 EV=エレベーター	対象事業者 (対象駅：内容) ◇京阪電鉄 (清水五条駅：多機能トイレ1箇所他) ◇JR西日本 (稲荷駅：EV2基他)
公営住宅建設事業 (都市計画局 すまいまちづくり課)	公営住宅の建設に当たり、住戸内外のバリアフリー化を行うとともに、入居者の形態、家族構成等を考慮した複数の住戸タイプを整備	竣工戸数 ⑱0戸→⑳1箇所173戸
高齢者等対応住戸改善事業 (都市計画局 住宅政策課)	既設の公営住宅の改善事業において、バリアフリー化を実施	高齢者等対応住戸改善戸数 ⑱105戸→⑳145戸
高齢者向け優良賃貸住宅の供給 (都市計画局 住宅政策課)	低廉な家賃で入居できる優良な高齢者向け住宅の供給促進のため、民間土地所有者等に、整備費用、家賃減額費用等を補助	新規認定戸数 ⑱なし→⑳なし 管理開始戸数 ⑱なし→⑳1団地10戸
京都市あんぜん住宅改善資金融資制度 (都市計画局 住宅政策課)	自己の居住する住宅についてリフォームを行う際に、低利で融資する制度	リフォーム関連融資実績 ⑱2件→⑳11件
すまいよろず相談 (都市計画局 住宅政策課)	市民の住宅に関する相談に応じ、安心して住み続けられる住宅の実現を目指し、建築、保健福祉の専門家が、電話やメールでの相談、窓口相談、及び自宅訪問などにより市民全般を対象としたすまいに関するアドバイスを実施	相談件数 ⑱771件→⑳747件 うち、バリアフリーに関する相談 ⑱7件→⑳10件
みやこユニバーサルデザイン審議会 利用しやすい施設づくり部会の開催 (保健福祉局 保健福祉総務課)	「鉄道駅舎、バスターミナルの新築」事案に限り、当該施設について設計が決定する前に、様々な分野の方々から意見を聴取するとともに、施設完成後においても現地での事後検証を行う。	JR嵯峨嵐山駅事後検証

基本目標 4 生涯を通じた健康な暮らしづくり

施策の方針 4-1 男女の性を共に理解・尊重する意識の浸透

推進施策42 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の理念の普及

◆母性保護普及事業の充実

[文化市民局, 保健福祉局]

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
新生児等訪問指導事業 (こんには赤ちゃん事業) (保健福祉局 保健医療課)	生後28日以内の新生児とその母親への保健師等による育児に必要な保健指導等の実施	新生児等訪問指導 実人員 ⑲3,467人→⑳6,914件 延人員 ⑲3,598人→⑳7,605件 ※平成20年7月以降生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭に対し保健師等による保健指導の実施へ変更
(参照) 推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成		

推進施策43 性に関する情報提供・相談の充実 [保健福祉局]

◆性感染症・HIV（エイズ）の予防・相談

○性感染症・HIV（エイズ）の検査体制の充実

◆不妊相談体制の整備

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
性感染症等の予防・相談 (保健福祉局 保健医療課)	性感染症やエイズについての予防知識の普及啓発	パンフレットを京都市内全高等学校・全大学・全短大に一学年分及び成人式出席者に配布
性感染症・HIV（エイズ）の検査体制の充実 (保健福祉局 保健医療課)	HIVや性感染症について不安のある方に対し、相談及び検査を実施 保健所での検査 毎週1回（HIV、性感染症検査） 夜間即日検査 毎月第2、第4木曜日（HIV検査のみ） 土曜検査 毎月第1、第3土曜日（HIV検査のみ）	相談件数 ⑲385件→⑳556件 HIV検査 ⑲2,674件→⑳3,216件 性感染症検査 梅毒 ⑲1762件→⑳1,858件 淋菌 ⑲1694件→⑳2,316件 クラミジア ⑲1694件→⑳2,316件 肝炎 ⑲1786件→⑳1,848件
不妊相談事業 (保健福祉局 保健医療課)	下京保健所、京（みやこ）あんしんこども館において、不妊に関する知識・情報の提供、不妊に関する相談及び不妊に係る悩みを持つ方同士の交流会を実施（※交流会は下京保健所のみ実施）	◇相談者数 下京保健所 ⑲18人→⑳8人 京（みやこ）あんしんこども館 ⑲11人→⑳6人 ◇交流会参加者数 ⑲48人→⑳44人
(参照) 推進施策15 企業等における男女雇用機会均等対策の促進		

推進施策44 人権尊重の精神に基づく性教育の推進 [教育委員会]

◆性教育指導資料の活用

○学校におけるエイズに関する教育の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
性教育指導資料の活用 (教育委員会 体育健康教育室)	H14年4月に性教育指導のための「学校・園における性教育・エイズ教育指導資料」を発行	各校・園において、この指導資料に基づいた指導を継続

<p>学校におけるエイズに関する教育の推進</p> <p>(教育委員会 体育健康教育室)</p>	<p>授業研修会を実施し、 (1)児童生徒にエイズについての正しい認識を持たせる。 (2)人権尊重の観点に立ったエイズ教育を推進する。 (3)児童・生徒が生命尊重や人間尊重、男女平等の精神に基づき、望ましい行動がとれるエイズ教育の系統的な指導体型を確立する。</p>	<p>◇各校において、「性教育・エイズ教育指導資料」等を活用した校内研修や性教育・エイズ教育の取組を年間計画に位置付け、実践した。 ◇文部科学省が主催する「H20年度性教育指導者講習会」への積極的な参加を図るなど、指導者の育成に努めた。</p>
--	---	--

施策の方針 4-2 母と子の健康を守る保健医療等の推進

推進施策45 妊娠・出産期における女性の健康管理の支援〔文化市民局、保健福祉局〕

- ◆母子健康手帳の交付
- ◆妊婦健康診査・保健指導の充実
- ◆妊産婦健康相談の充実
- ◆B型肝炎母子感染症防止事業の実施
- ◆風しん血清抗体検査の実施
- ◆妊娠中からの子育て支援教室の充実、「お父さんの育児ノート（父子手帳）」の交付
- ◆妊婦栄養教室の開催
- ◆妊娠中毒症訪問指導の充実
- プレママ支援事業の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
<p>母子健康手帳</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>保健所・支所で母子健康手帳、副読本及び予防接種受診券綴を交付</p>	<p>交付数 ⑱12,702冊→⑳12,883冊</p>
<p>妊婦健康診査</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>妊婦健康診査受診券及び出産予定日に35歳以上の妊婦への超音波検査受診券の交付</p>	<p>◇受診券交付枚数 一般 ⑱12,712枚→⑳67,527枚 超音波 ⑱2,816枚→⑳3,175枚 ◇受診件数 一般 ⑱11,759件→⑳49,052件 超音波 ⑱2,196件→⑳2,777件</p>
<p>妊産婦健康相談</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>妊産婦の血圧測定、保健指導、栄養指導の他、貧血、尿、血液型判定検査等の実施</p>	<p>尿検査受検者数 ⑱84人→⑳34人</p>
<p>B型肝炎母子感染防止事業</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>HBs抗原検査を妊婦が無料受診できる制度</p>	<p>受診件数 ⑱10,705人→⑳10,918人</p>
<p>風しん血清抗体検査</p> <p>(保健福祉局 保健医療課)</p>	<p>風しん予防対策の一環として血清抗体測定、及び抗体未保有者に対して感染防止指導を実施</p>	<p>検査件数 ⑱1件→⑳6件</p>

妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）対策 （保健福祉局 保健医療課）	母子健康手帳の「妊娠高血圧症候群（妊娠中毒症）（疑）連絡票」によって届け出た妊産婦に対し、保健師が訪問指導を実施	実人員 ⑱29人→⑳26人 延人員 ⑱35人→⑳26人
プレママ支援事業 （保健福祉局 保健医療課）	妊婦の方に対する社会的配慮を普及啓発するため、母子手帳とともにプレママバッチを交付	交付数 ⑱12,702個→⑳12,883個

推進施策46 安心して出産できる医療環境の整備〔保健福祉局〕

◆総合周産期母子医療センターへの支援

◆助産制度の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
総合周産期母子医療センター運営助成 （保健福祉局 医務審査課）	「総合周産期母子医療センター」運営により生じる赤字額の一部を京都第一赤十字病院に対して助成	延べ患者数 ⑱13,779人→⑳13,656人 患者数 ⑱499人→⑳452人

推進施策47 乳幼児のすこやかな発育・発達の支援〔保健福祉局, 消防局, 教育委員会〕

◆乳幼児健康診査の実施

◆新生児訪問指導, 未熟児養育指導, 乳幼児健康相談の充実

◆乳幼児栄養教室, 乳児保健教室, 子育て教室の開催

◆<再掲>乳幼児医療費助成制度の拡充 (⇒推進施策33)

○京(みやこ)あんしんこども館やこどもみらい館等における取組の推進

○乳幼児関係者に対する救命講習の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
乳児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査 （保健福祉局 保健医療課）	生後3～4か月, 7～8か月, 1歳6か月, 3歳3か月の乳幼児を対象に, 健康診査, 保健指導を実施 <目標値> 1歳6か月児健康診査(受診率) 97%(H21年度)	4か月児健康診査 ⑱11,148人→⑳11,368人 8か月児健康診査 ⑱10,967人→⑳11,074人 1歳6か月児健康診査 ⑱11,089人→⑳11,000人 (受診率⑱94.7%→⑳95.3%) 3歳児健康診査 ⑱10,500人→⑳10,379人
新生児等訪問指導事業 (こんにちは赤ちゃん事業) （保健福祉局 保健医療課）	生後28日以内の新生児とその母親への保健師等による育児に必要な保健指導等の実施	新生児等訪問指導 実人員 ⑱3,467人→⑳6,914件 延人員 ⑱3,598人→⑳7,605件 ※平成20年7月以降生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭に対し保健師等による保健指導の実施へ変更
乳幼児歯科相談 （保健福祉局 保健医療課）	0歳から就学前の乳幼児を対象に歯科健診や相談・指導を実施	実施回数 ⑱84回→⑳84回 相談人数 ⑱623人→⑳685人
すくすく子育てサポート事業 （保健福祉局 保健医療課）	妊娠期から子育て期にある方への育児・栄養に関する知識と技術の普及, 親同士の交流及び育児不安軽減を図るための教室を開催	◇保健所実施型 プレパパママ教室 ⑱実施回数211回 受講組数2,774組 →⑳実施回数208回 受講組数2,634組 子育てパパママ教室 ⑱実施回数246回 受講組数4,261組 →⑳実施回数248回 受講組数4,131組 ◇地域出張型 ⑱実施回数219回 受講組数4,135組 →⑳実施回数208回 受講組数3,637組 ◇親子の心の健康支援教室 ⑱実施回数160回 参加組数873組 →⑳実施回数205回 受講組数833組

子どもの部屋 ふれあい広場の開催 (文化市民局)	ウイングス京都において、乳幼児とその保護者を対象に、親子で一緒に楽しむ集い	開催回数、参加者数(うち子ども) ⑲12回, 225人(115人) →⑳12回, 296人(150人)
乳幼児関係者に対する救命講習の実施 (消防局 救急課)	乳幼児が事故等により呼吸や心臓が止まった時、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人による応急手当が実施できるよう心肺蘇生法等の救命講習を実施	対象 乳幼児の保護者や保育園・幼稚園関係者、ファミリーサポートセンター等と連携 実績 ⑲46回→⑳47回 ⑲974人→⑳838人
(参照) 推進施策32 地域における子育て支援の充実		

推進施策48 子どもの病気や事故に的確に対応できる体制の充実〔保健福祉局〕

◆小児救急医療体制の充実

◆京(みやこ) あんしんこども館における取組の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
京都市休日急病診療所の運営 (保健福祉局 医務審査課)	市内6か所に休日急病診療所を設置(小児科, 内科, 眼科, 耳鼻咽喉科, 歯科)	延べ患者数 ◇小児科 ⑲18,137人→⑳19,575人 ◇内科 ⑲2,714人→⑳2,863人 ◇眼科 ⑲4,676人→⑳4,477人 ◇耳鼻咽喉科 ⑲5,849人→⑳5,432人 ◇歯科 ⑲3,577人→⑲3,681人
子ども保健医療相談・事故防止センターの運営 (保健福祉局 保健医療課)	子どもたちの疾病や成長といった育児における悩みや不安について小児科医等による保健医療相談や、モデルルーム等を活用した子どもの事故防止の普及・啓発等を実施	来館者数 ⑲3,160人→⑳2,907人 相談件数 ⑲1,219件→⑳1,379件 講習会 ⑲8回→⑳6回

施策の方針4-3 男女の心とからだの健康づくりの支援

推進施策49 女性に特有な病気の予防対策の充実〔文化市民局, 保健福祉局〕

- ◆乳がん・子宮がん検診の実施
- ◆骨粗しょう症予防健康診査の実施
- 乳がん啓発活動の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
乳がん検診 子宮がん検診 (保健福祉局 保健医療課)	勤務先等で検診を受けられない30歳以上の女性(ただし、子宮がん検診は20歳以上)を対象に検診を実施(受診間隔は2年に1回)	受診者数 ◇乳がん検診 ⑲19,533人→⑳20,266人 ◇子宮がん検診 ⑲14,503人→⑳15,607人
骨粗しょう症予防健康診査の実施 (保健福祉局 保健医療課)	骨粗しょう症予防健康診査及び正しい知識の普及・啓発活動の実施	受診人員 ⑲1,446人→⑳1,167人 (内訳) 女性 ⑲1,402人→⑳1,093人 男性 ⑲44人→⑳74人 正常 ⑲1,030人(71.2%) →⑳909人(77.9%) 要注意域 ⑲333人(23.0%) →⑳201人(17.2%) 要医療域 ⑲83人(5.7%) →⑳57人(4.9%)
乳がん啓発活動の実施 (保健福祉局 保健医療課)	専門医やNPO, 企業, 学生, 行政等からなる「ピンクリボン京都実行委員会」では, 平成18年から, 乳がんの早期検診・早期診断・早期治療のための啓発に取り組んでおり, 京都市もその趣旨に賛同し, ピンクリボン活動を推進している。	京都市役所本庁舎をピンク色にライトアップ (10月11日～10月15日の5日間)

推進施策50 生活習慣の改善等による女性の健康づくりの推進〔保健福祉局〕

- ◆<再掲>女性健康診査の実施, 女性健康手帳の交付(⇒推進施策26)
- ◆健康づくりゼミナールの開催
- 受動喫煙防止対策の普及促進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
ウェストスリムクラブの開催 (保健福祉局 保健医療課)	生活習慣の見直し改善, 生活習慣病予防のための基礎的な学習と具体的運動体験をする講座	コース数 ⑲14コース→⑳22コース 受講者 実数 ⑲144人→⑳189人 延べ人数 ⑲992人→⑳489人
受動喫煙防止対策の普及促進 (保健福祉局 保健医療課)	京都市たばこ対策行動指針の周知及び普及啓発。 多くの人が集まる施設等に禁煙及び分煙の働きかけを強化する。	「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」のポスター配布施設数 ⑲67施設→⑳67施設

推進施策51 ライフステージに応じた男女の健康の保持・増進〔文化市民局, 保健福祉局〕

- ◆更年期に関する相談等の充実
- ◆こころの健康相談の充実
- 女性外来や男性外来のニーズへの対応

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
こころの健康増進センターでの相談事業 (保健福祉局 こころの健康増進センター)	医師, 心理士, 精神保健福祉士, 精神保健福祉相談員等による相談(来所又は電話)	相談件数(電話相談を含む) 男性 ⑲1,336件→⑳1,536件 女性 ⑲2,078件→⑳2,215件 不明 ⑲51件→⑳126件

女性総合外来, 男性専門外来の実施 (保健福祉局 市立病院)	(1)女性総合外来 女性の健康に関する不安, 悩みについて, 女性スタッフのみで対応 (2)男性専門外来 男性更年期障害, 排尿障害等の疾患について, 男性泌尿器科医師を中心に対応	女性総合外来受診者数⑳ 183人 男性総合外来受診者数⑳ 49人
(参照) 推進施策60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実		

推進施策52 スポーツ・レクリエーション活動を通じた男女の健康づくりへの支援〔文化市民局, 教育委員会〕

- ◆スポーツ教室, スポーツ講習会の再編・充実
- ◆スポーツボランティア, リーダーの育成
- ◆健康増進講座の充実
- ◆学校体育施設の開放推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
スポーツ教室の開催 (文化市民局 スポーツ企画課, (財)京都市体育協会)	(財)京都市体育協会加盟競技団体による初心者を対象とした教室のほか, ミズノ株式会社のサポートを受けて種目別・上達度別スポーツ教室を開催	延べ種目数 ⑲26→⑳33 延べ教室数 ⑲77→⑳148 延べ受講者数 ⑲1,021人→⑳3,151人 (内訳) テニス(4種目)13回, 232人/居合道2回, 22人/ 弓道1回, 35人/バドミントン1回, 25人/アーチェリー 2回, 47人/太極拳1回, 15人/ターゲット・バード ゴルフ7回, 12人/合気道1回, 14人/バトミ ントン4回, 4人/スキー1回, 33人/ヨガ等(7種)32 回, 363人/卓球(7種)59回, 1,892人/バドミ ントン(4種目)22回, 315人/健康スポーツ1回, 4 人/サンガクニック10回, 138人/
生涯スポーツ講習会の実施 (文化市民局 スポーツ振興課)	地域に根差したスポーツ活動の拠点である地域体育館において, 地域の体育指導委員が中心となり, 初心者向けのスポーツ講習会を実施 なお, H20年度からは, 10回以内の連続した講習会に変更して実施し, スポーツに親しむきっかけづくりを行っている。 (注)右欄 スポーツ講習会内訳は「地域体育館」を略(東山=東山地域体育館, 以下同じ)	延べ種目数 ⑲9→⑳13 延べ教室数 ⑲160→⑳121 延べ受講者数 ⑲2,498人→⑳2,483人 (内訳) 東山 2講座20回, 569人/山科 2講座17回, 287人/右京 2講座20回, 481人/桂川 3講座 24回, 396人/伏見北堀公園 2講座20回, 419 人/醍醐 2講座20回, 331人
スポーツボランティア, リーダーの育成 (文化市民局 スポーツ振興課)	スポーツの楽しみ方やスポーツによる交流のコーディネートなど, 多面的にスポーツ活動への支援ができる体育指導委員をはじめとしたスポーツボランティアの多様な能力の開発支援を行うとともに, 大学のまち・京都の特性を生かし, 大学と連携し, 学生など意欲ある人のスポーツボランティアとしての参加を促進する。	◇京都シティハーフマラソンや市民スポーツフェスティバル等の京都市主催事業において, 体育指導委員が運営に参加 ◇京都シティハーフマラソンでは一般公募のボランティアが数多く活躍 ◇スポーツリーダーとしての資質向上のため, 体育指導委員に対し各種講習会を実施 ◇全京都大学野球トーナメント大会には, 数多くの学生ボランティアが運営スタッフとして参加
(財)京都市女性協会 「健康増進事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課, (財)京都市女性協会)	こころと体の健康づくりを支援する各種講座の開催	講座数, 参加者実数 ◇運動講座 (エアロビクスほか) ⑲22講座, 835人→⑳26講座, 783人 ◇ゴスペル・愛唱歌等 ⑲9講座, 331人→⑳10講座, 388人 ◇メイク講座 ⑲4講座, 142人→⑳8講座, 159人

<p>学校体育施設開放事業 (教育委員会 体育健康教育室)</p>	<p>児童・生徒の遊び場の確保と校 区民のスポーツ活動推進のため、 体育施設を開放</p>	<p>開放校数 ⑱238校→⑳239校 延べ開放日数 ⑱72,603日→⑳73,738日 延べ利用人数 ⑱1,479,558人→⑳1,463,463人</p>
---	---	---

基本目標5 あらゆる分野に男女が平等に参画できる条件づくり

施策の方針5-1 意思決定の場への男女の均等な参画の促進

推進施策53 意思決定の場に男女が共に参画できる条件整備〔全局・区〕

- ◆企業等におけるポジティブ・アクションの普及促進
- ◆パブリック・コメント（重要な施策への市民意見の募集）の実施
- ◆審議会等の公開と審議内容等の公表の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
市民参加推進計画の推進 (総合企画局 政策推進室)	本市の基本的な方向性を定める計画の策定や重要な制度の創設時にパブリック・コメントを実施 <目標値> 原則としてすべての市政運営の基本的な計画で実施	パブリック・コメントの実施件数 ①913件→②031件
市民参加推進計画の推進 (総合企画局 政策推進室)	審議会等を公開で開催し、議事録・摘録をホームページ等で公開 <目標値> 条例上非公開となるものを除くすべての審議会の数	公開した審議会等の数 ①97件→②125件 (H16年度から公開可能な審議会のすべてを公開している。)
(参照) 推進施策15 推進施策19	企業等における男女雇用機会均等対策の促進 企業等における両立支援の取組の促進	

推進施策54 市の審議会等における男女構成比の均衡の確保〔全局・区〕

- ◆「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推進
- ◆女性委員の登用状況についての実情の把握と結果の公表
- ◆委員公募制の活用などによる審議会等の運営方法の見直し
- ◆委員推薦団体への協力要請

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」に基づく取組の推進、 女性委員の登用状況についての実情の把握と結果の公表 (文化市民局 男女共同参画推進課)	本市の設置する審議会等において、現状で割合の少ない女性委員の登用促進と登用状況の公表 <目標値> 審議会等における女性委員の登用率 25.8%(H13年度(6月1日現在)) → 男女いずれの割合も少なくとも35%(H22年度) *H16年度に、中間目標「H18年度末までに女性委員の登用率30%」を設定	女性委員の占める割合 ①30.1%→②30.5% 女性委員のいない審議会等の数 ①5→②5 女性委員の割合30%以上の審議会等数 ①88→②103 女性委員の割合35%以上の審議会等数 ①57→②71
市民参加推進計画の推進 (総合企画局 政策推進室)	審議会等の委員を公募し、市民意見を反映する取組を導入 <目標値> 設置要綱等で公募することが不可能な審議会等を除く、すべての審議会等で実施	市民公募委員が在籍する審議会等の数 ①53件→②61件

推進施策55 女性の人材情報の収集・整備・提供〔文化市民局〕

- ◆女性の人材情報の拡充
- 庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
庁内情報システムを活用した女性人材情報の提供 (文化市民局 男女共同参画推進課)	審議会等への女性の登用を促進するため、庁内イントラネットホームページに、各局等が所管する審議会等における女性委員の情報(市民公募委員を除く)を掲載	延べ掲載人数 ②621人

推進施策56 市や外郭団体における女性職員の積極的登用と職域拡大〔全局・区〕

- ◆＜再掲＞女性職員の能力開発と積極的登用（⇒推進施策18）
- ◆女性職員の管理職等への登用状況の公表
- ◆＜再掲＞職域拡大の推進（⇒推進施策18）

施策の方針5-2 男女共同参画を進める市民の力の向上

推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成〔文化市民局〕

- ◆男女共同参画講座の充実
- ◆青少年活動センターにおける学習活動の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
男女共同参画講座の充実 (文化市民局 男女共同参画推進課)	男女共同参画に関する基礎的な内容を学ぶ講座や、男女共同参画の視点を持った生涯学習に関する講座、大学・企業等との連携講座等	開催回数、受講者数 ◇はじめての男女共同参画講座 定期開催分 ①9回、130人→②11回、144人 出前講座分 推進施策5参照 ◇講座 ①3講座、767人→②5講座、601人 (うち男性対象「男性のための生活マネジメント講座」1講座、4期、74人、「男性のための健康マネジメント講座」1講座、23人) (うち再掲 母子家庭・DV被害者等パソコン講座1講座、推進施策1、3参照) ◇講演会 ①3回、541人→②3回、336人 ◇各種団体との連携講座 ①3講座、407人→②3講座、352人 (うち両立支援「育休パワーアップ講座」1講座、「育休フォローアップ講座」1講座)
10代のセクシャルヘルス関連セミナー「10代の性を考える」 (文化市民局 勤労福祉青少年課、(財)京都市ユースサービス協会)	青少年に関わる指導者やこれから性教育に取り組もうという人を対象にした連続講座	ピアサポーター養成講座 10月9日～11月13日(全6回) 参加者：延30名参加(インターン生、OB・OGの参加を含む。) ①99人→②30人
「レンアイリョク向上委員会」 (文化市民局 勤労福祉青少年課、(財)京都市ユースサービス協会)	セクシャルヘルスに関わる悩みを持った青少年の相談の機会の提供とエイズポスター展やデートDVについての意見交換会を実施	【中京青少年活動センター】 相談日：12月13日(土)、参加者：7名 パネル掲示：10月15日～12月13日(デートDVの情報掲示) 11月28日～12月20日アンケート掲示板設置、回答者：98名 (職員研修会：10月21日、11月18日性相談対応研修 15名) 【山科青少年活動センター】 掲示期間2月6日(金)～2月15日(日) 93名 相談実施日 2月7日(土) 12日(木) 15時から18時 グループ相談1(4名) 個人相談3人 【南青少年活動センター】 週2回実施 全20回実施 参加者数69名 出張レンアイリョク 計204名 (掲示板利用者含む。)

推進施策58 男女の創造的な学びを支える環境の整備〔総合企画局、教育委員会〕

- ◆生涯学習総合センターにおける事業の充実
- ◆＜再掲＞図書館機能の強化（⇒推進施策14）
- ◆情報通信技術（IT）を活用した生涯学習情報・機会の提供
- ◆生涯学習市民フォーラムによる取組の推進
- ◆学校ふれあいサロン事業の充実
- ◆学校コミュニティプラザ事業の充実
- ◆「京（みやこ）カレッジ」事業の推進
- 生涯学習パスポート制度の実施

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
「アスニー・アトリエ」の充実 (教育委員会生涯学習総合センター事業課、生涯学習総合センター山科)	市民が継続的に取り組める趣味・実技講座として多種多様な内容の講座を開講	「茶道」、「健康体操」、「着付け」など ◇京都アスニー講座数 ①959→②075 延べ開催回数 ①1,177回→②1,280回 延べ受講者数 ①16,240人→②15,595人 ◇アスニー山科講座数 ①60→②60 延べ開催回数 ①357回→②365回 延べ受講者数 ①3,319人→②3,571人
生涯学習情報ネットワークシステム (教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当)	インターネットによる生涯学習情報の発信(京都市生涯学習情報検索システム「京(みやこ)まなびネット」)、メールマガジンの配信、生涯学習講座等の動画配信	H20年2月20日に開設以来20年度末までのホームページアクセス数:21,771件
生涯学習市民フォーラムによる取組の推進 (教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当)	総会及び講演会の公開や各団体による実践テーマに沿った学習機会の提供等を通じた市民の学習活動への支援	・総会及び講演会を開催(11月、参加者約800人) ・新規加盟団体数:28
学校ふれあいサロン事業の充実 (教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当)	小学校の余裕教室等1室を地域開放型施設に改修整備 <目標値> 利用人数500,000人(H22年度)	実施校数 ①138校→②138校 利用者数 ①330,765→②323,776
学校コミュニティプラザ事業の充実 (教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当)	設定した生涯学習ゾーン毎に、様々な生涯学習活動に利用でき、中核となる施設を整備 <目標値> 学校コミュニティプラザ数 7ゾーン(H12年度)→17ゾーン(H22年度)	ゾーン数 ①14→②14
京(みやこ)カレッジの実施 (総合企画局政策推進室)	大学・短期大学の提供科目を社会人が学生とともに受講でき、単位の取得も可能 <目標値> 京カレッジ科目提供数 34大学250科目(H12年度) →49大学500科目(H22年度)	参加大学数(大学・短期大学) ①35大学・2機関 →②36大学・6機関 提供科目数 ①453科目→②425科目 延べ受講者数 ①924人→②1,112人

生涯学習パスポート制度の実施 (教育委員会生涯学習部生涯学習推進担当)	個々人の学習成果を記録し、学習履歴や到達度を振り返ることのできる記録帳「京(みやこ)まなびパスポート」を作成し、様々な場面において、学習効果を広く活用できるようにする。	発行部数 5,000部
(財)京都市女性協会「学習・研修事業」 (文化市民局男女共同参画推進課、(財)京都市女性協会)	異文化理解への支援として、語学講座を開催	講座数, 受講者数 ◇ハングル ⑲2講座, 25人→⑳0講座 ◇英語 ⑲5講座, 116人→⑳6講座, 113人

推進施策59 女性の社会参加意識の向上〔文化市民局, 選挙管理委員会〕

- ◆政治・文化セミナーの開催
- ◆政治や経済等に関する講座の開催

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
「政治・文化セミナー」の開催 (選挙管理委員会事務局選挙課)	政治や選挙をはじめ、あらゆる分野にわたる講座を開催(全3回)	テーマ, 講師 「祇園祭と町衆(ちょうしゅう)」深見茂 「裁判員制度がはじまります!」渡邊史朗 「京の文化に学ぶ健康食」大谷貴美子 延べ受講者数 ⑲370人→⑳304人
「区政治・文化セミナー」の開催 (各区選挙管理委員会事務局)	明るい選挙を推進するため、身近なテーマを設定し、講師を中心に話し合う講座を開催(各区)	講座数, 参加者数 ⑲12講座, 1,334人 →⑳12講座, 1,273人

推進施策60 男女の様々な悩みを解決するための相談体制の充実〔文化市民局, 教育委員会〕

- ◆男女共同参画センターにおける相談事業の充実
- ◆市民生活センター, 区役所・支所における相談事業の充実
- ◆「温もりの電話」相談事業の充実

○男女共同参画に係る苦情等処理制度の周知

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
男女共同参画センター「相談事業」 (文化市民局男女共同参画推進課、(財)京都市女性協会)	様々な悩みに関する相談の実施	相談件数⑲1,920件→⑳1,877件(内訳) 一般相談/電話 ⑲1,120件→⑳1,006件 一般相談/面接 ⑲435件→⑳509件 法律相談 ⑲75件→⑳78件 女性への暴力 ⑲189件→⑳191件 働く女性のこころの健康相談 ⑲46件→⑳45件 男性のための相談 ⑲55件→⑳48件 ◇グループ相談会の開催 ⑲2テーマ, 5回, 59人 →⑳1テーマ, 1回, 30人
(財)京都市女性協会「相談事業」 (文化市民局男女共同参画推進課、(財)京都市女性協会)	女性のための相談窓口を開設している行政機関による「女性のための相談ネットワーク会議」への参加	開催回数, 延べ参加機関 ⑲2回, 19機関→⑳1回, 18機関
法律相談, 税務相談, 交通事故相談, 一般相談 (文化市民局市民総合相談課)	各種無料相談事業を市民総合相談課及び区役所・支所で実施(交通事故相談は市民総合相談課のみ)	相談件数 法律相談 ⑲9,357件→⑳9,226件 税務相談 ⑲101件→⑳123件 交通事故相談 ⑲395件→⑳422件 一般相談 ⑲101,228件→⑳91,878件

<p>温もりのある地域社会づくり推進事業</p> <p>(教育委員会生涯学習部 社会教育担当)</p>	<p>隣のおばちゃんとしての地域社会における支えとしての温もりの電話相談事業(相談は、生活の知恵、人間関係、子育てなど)の運営ほか、地域における子育て支援の拠点づくりや、温もりのある地域振興事業として各行政区毎にスポーツの集い等を開催</p>	<p>◇温もりの電話相談件数 ①9726件→②0727件</p> <p>◇子育て支援事業として、地域における親同士の交流の場づくりを実施。市内各所に計620箇所</p>
<p>男女共同参画苦情等処理制度</p> <p>(文化市民局 男女共同参画推進課)</p>	<p>「性別による人権侵害」及び「男女共同参画の推進に関する京都市の施策」に対する苦情、相談等について専門員が助言・是正の要望等を行う。</p>	<p>申出件数 ①90件→②00件 問合せ等件数 ①94件→②05件</p>

施策の方針5-3 男女の様々な社会活動への支援

推進施策61 男女平等の実現を目指した市民活動への支援〔文化市民局〕

- ◆団体・グループ等の登録・紹介、交流促進
- ◆市民活動総合センターにおける事業の充実
- ◆男女共同参画社会づくりに向けた全国集会等への参加支援

○男女共同参画社会づくりに取り組む団体等への支援の充実(市民活動サポート事業の実施など)

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
<p>「暮らしの工房」づくり支援事業</p> <p>(文化市民局 地域づくり推進課)</p>	<p>地域における幅広い分野の市民活動団体の活動場所の確保を図るため、市民主体の活動拠点づくりに対し、その費用の一部を本市が一定期間補助する。</p>	<p>北区・上京区・東山区・伏見区・伏見区 深草・中京区・山科区・南区・右京区で事業を継続。</p>
<p>(財)京都市女性協会 「交流促進事業」</p> <p>(文化市民局 男女共同参画推進課、(財)京都市女性協会)</p>	<p>多様な分野で活動している団体の発表の場を設け、活動の活性化を図るとともに、市民のエンパワーメントの機会として、シネマ&トーク、セミナー、ワークショップ等を開催</p> <p>*通常は「ウィングス・フェスタ」と「女性映画祭」を隔年実施</p>	<p>開催回数、受講者数 ①90回→②01回, 54人</p>
<p>市民活動総合センターの管理運営</p> <p>(文化市民局 地域づくり推進課)</p>	<p>特定の分野や領域を超えてNPOやボランティア団体等の市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図るための拠点施設として、H15年6月に開設。活動の場を提供するとともに、市民活動に関する情報収集・提供、各種相談、市民活動団体等の育成、交流の場の提供、連携・協働事業等を実施し、多様な市民活動の一層の活発化を図っている。</p>	<p>入館者数(カウンター表示数) ①131,834人→②139,464人 相談件数 ①2,034件→②1,654件 講座等参加者数 ①756人・7団体(31回)→②795人(30回) ※平成19年度では、団体を対象とした講座を開催していたが、平成20年度では開催していないため、団体数については記載していない。 ホームページアクセス件数 ①129,726件→②129,372件</p>
<p>男女共同参画市民会議の運営</p> <p>(文化市民局 男女共同参画推進課)</p>	<p>男女共同参画市民会議運営委員の全国集会等への派遣</p>	<p>派遣回数、延べ派遣者数 ①2会議, 14人→②2会議, 25人</p>

(財)京都市女性協会 「市民活動サポート事業」 (文化市民局 男女共同参画推進課、 (財)京都市女性協会)	男女共同参画社会の形成に資する市民団体等の事業に対する助成（(財)京都市女性協会と市民団体の共催事業として実施）	助成団体 ①92団体→②03団体 内容 講座の開催（「『母たちの村』上映会&ワークショップ」「DV被害者支援サポートコーディネーター養成講座」「『女の介護・男の介護』と『マイケアプラン』のすすめ」）
---	--	--

推進施策62 ボランティア活動への男女の参加促進〔総務局，保健福祉局，教育委員会〕

- ◆福祉ボランティアセンターにおける事業の充実
- ◆学校支援ボランティアの登録・派遣
- ◆ボランティア休暇の普及

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
福祉ボランティアセンター事業の充実 (保健福祉局 地域福祉課)	福祉ボランティア活動の総合的な支援のための各種事業を実施	◇ボランティア情報の収集・提供（ホームページの活用，広報誌の発行） ◇ボランティアの養成・研修（各種講座・研修会・シンポジウムの開催） ◇ボランティア活動の支援（各種研修会の開催，施設・設備の利用，ボランティア保険，助成制度の紹介等） ◇地域における福祉教育・ボランティア学習普及事業（コラボレーションスクール），青少年の福祉体験事業（ユースアクション）等の実施 ◇ボランティアに関わる相談・コーディネート 相談件数 ①1,496件 →②1,670件
学校支援ボランティアのネットワーク化 (教育委員会 学校指導課)	子どもたちの学習活動を支援する幅広い分野のボランティアを登録し，各学校へ派遣	登録者数 ①328人→②378人 派遣者数 ①1,764人→②1,659人
市職員に対するボランティア休暇の導入 (総務局 給与課)	職員がボランティア活動に参加する際に休暇を付与(年5日以内)	取得者数 ①1人→②1人 延べ日数(時間数) ①3日→②5時間
市職員に対するボランティア研修等の実施 (総務局 職員研修センター)	ボランティアコーディネーター養成プログラム受講の奨励（修了者に対する受講費用相当額の図書券の交付はH17年度で終了）	H19年度からは，実施機関のプログラムの募集方法などの変更により，受講生の募集を中断。
(参照)	推進施策52 スポーツ・レクリエーション活動を通じた男女の健康づくりへの支援 推進施策57 男女共同参画を進める人材の育成 推進施策69 国際交流・協力の推進	

推進施策63 文化芸術活動への男女の参加促進〔文化市民局〕

- ◆文化・芸術に親しむ講座等の開催

(参照) 推進施策58 男女の創造的な学びを支える環境の整備

推進施策64 子育て世代の社会参加の促進に向けた環境整備〔全局・区〕

- ◆トイレ内乳幼児用寝台等の設置促進
- ◆市が主催する講演会等における保育の実施
- ◆保育ボランティアの養成

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
保育ボランティアの養成 (教育委員会 こどもみらい館)	保育所や幼稚園の園庭開放や子育て講座などの事業で活動する子育て支援ボランティアを養成	修了者数 ⑲24人→⑳36人
市が主催する講演会等における保育の実施	(参考) 別表6 「保育コーナー等を設置した講演会等一覧」	延べ保育人数 1,914人

施策の方針5-4 男女共同参画による地域コミュニティの創造

推進施策65 男女の協力による地域の活性化の促進〔文化市民局, 区役所・支所, 消防局〕

- ◆地域における固定的な性別役割分担等の見直しに向けた啓発等の推進
- ◆個性あふれる区づくり推進事業の充実
- ◆消防団活動への女性の参加促進
- 防災分野での男女共同参画の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
個性あふれる区づくり推進事業 (文化市民局 地域づくり推進課)	各区毎に地域の個性を活かした区民参加型事業を実施	(主な事業) ◇区民ふれあい事業 ⑲58事業→⑳57事業 ◇基本計画推進事業 ⑲32事業→⑳30事業
女性消防団員の育成 (消防局 庶務課)	地域密着型である消防団の一層の活性化を図るため、女性消防団員を育成	◇女性消防団員活性化北海道大会への参加：5人 ◇第8回消防団幹部候補中央特別研修への女性消防団員の派遣：1人
自主防災リーダーの養成 (消防局 市民安全課)	住民による防災活動の核となる自主防災リーダーの養成	自主防災リーダー養成数 ⑲806人→⑳706人 (女性の割合は約4割弱)
(参照) 推進施策24 女性の起業に対する支援		

推進施策66 世界の多様な文化との交流・共生の推進〔総務局, 教育委員会〕

- ◆学校教育における国際理解の推進
- ◆交流活動促進事業の充実
- ◆外国籍市民をめぐる諸問題についての調査・検討

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
交流活動促進事業の充実 (総務局 国際化推進室, (財)京都市国際交流協会)	異文化に触れ、国際理解を深めるためのセミナーやイベントを実施	参加者数 ◇国際交流会館オープンデイ ⑲9,300人→⑳9,600人 ◇チョゴリときもの ⑲185人→⑳153人
外国籍市民をめぐる諸問題についての調査・検討 (総務局 国際化推進室)	外国籍市民の市政への参画推進と諸問題について調査・審議する「京都市外国籍市民施策懇話会」を設置	外国籍市民施策懇話会 開催4回 議題 留学生に関する問題について、外国籍市民が暮らしやすい環境づくりについて、外国籍市民と日本人との交流について
(参照) 推進施策7 ジェンダーに関する調査・研修の推進		

推進施策67 外国籍市民に対する支援の充実〔総務局，保健福祉局〕

- ◆情報提供・相談事業の充実
- ◆留学生等支援・交流事業の充実
- ◆高齢，障害のある外国籍市民に対する給付金の支給

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
情報提供・相談事業の充実 (総務局 国際化推進室， (財)京都市国際交流協会)	外国籍市民対象の各種相談事業の実施，多言語による「京都市生活ガイド」の発行やホームページによる各種情報提供	情報サービス相談件数 ⑱4,425人→⑳4,329人 法律・行政書士相談件数 ⑱194件→⑳176件 (財)京都市国際交流協会ホームページアクセス件数 ⑱329,816件→⑳312,091件
留学生等支援・交流事業の充実 (総務局 国際化推進室， (財)京都市国際交流協会)	就職・住宅情報の提供や国民健康保険料補助等の支援事業及び日本文化を紹介する「ふれあい講座」等の交流事業を実施	参加者数 ◇KYOTOふれあい住宅フェア2008 ⑱44人→⑳64人 ◇就職ガイダンス&ジョブフェア ⑱216人→⑳351人 ◇「ふれあい講座」 ⑱373人→⑳388人
高齢外国籍市民福祉給付金の支給 (保健福祉局 長寿福祉課)	国民年金法の適用を受けることができなかった外国籍市民に対し，国が制度化を図るための間，給付金を支給	支給人数 ⑱282人→⑳249人 (各年度末2月支給実績)
外国籍市民重度障害者特別給付金 (保健福祉局 障害保健福祉課)	障害基礎年金を受給できない外国籍の重度障害者に対して，特別給付金を支給	支給件数 ⑱55件→⑳55件

基本目標6 国際社会への貢献を視野に入れた交流・連携づくり

施策の方針6-1 男女共同参画社会の構築に向けた国際的協調の推進

推進施策68 諸外国との相互理解の促進〔文化市民局，教育委員会〕

- ◆国連世界女性会議への男女の参加支援
- ◆女性の海外研修・交流の推進
- 世界における女性の現状への理解を広げるための情報発信

(参照) 推進施策13 社会教育団体の学習・実践活動の支援

推進施策69 国際交流・協力の推進〔総務局〕

- ◆ボランティア活動育成事業の充実
- ◆国際交流団体ネットワーク事業の充実

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
ボランティア活動育成事業の充実 (総務局 国際化推進室, (財)京都市国際交流協会)	ボランティアの組織化や活動の充実を図るための登録ボランティア制度の実施	ボランティア登録者数(延べ数) ⑱354人→⑳585人
国際交流団体ネットワーク事業の充実 (総務局 国際化推進室, (財)京都市国際交流協会)	「京都国際交流団体連絡協議会(A. I. E. K)」による情報交換や講座の開催等	「京都国際交流団体連絡協議会(A. I. E. K)」加入団体 ⑱160団体→⑳155団体

推進施策70 男女共同参画による地球環境の保全に向けた取組の促進〔総合企画局，教育委員会〕

- ◆環境保全活動センターにおける事業の充実
- ◆環境教育の推進

事業名(所管課)	事業概要	平成20年度実績
京都市環境保全活動センターの運営 (総合企画局 地球温暖化対策室)	身近なごみ問題から地球温暖化防止といった地球規模の環境問題まで幅広い視点に立った「環境意識」の定着を図るとともに、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場所で環境問題に対する取組の輪を広げる拠点の役割を果たす。 ①環境保全活動や環境学習のための施設の提供 ②環境問題に関する普及啓発 ③環境学習の提供 ④環境ボランティア育成及び活動支援 ⑤環境保全活動に関わる人材養成 ⑥環境保全活動支援	入館者数 ⑱77,979人→⑳79,733人
環境教育の推進 (教育委員会学校指導課)	全市立学校・幼稚園で環境宣言を策定、KES学校版「環境にやさしい学校」の取組充実に向けて、児童・生徒・教職員が主体的・計画的に環境に配慮する活動を積極的に推進。「こどもエコライフチャレンジ推進事業」の取り組みや企業と連携した「環境学習事業」等を積極的に活用している。	KES学校版「環境にやさしい学校」認証取得に向けて、260校(小学校179校、中学校75校、総合支援学校6校)が取組を推進。 こどもエコライフチャレンジ推進事業 20年度50校実施

(参照) 推進施策13 社会教育団体の学習・実践活動の支援

別表1「講演会等一覧」

(推進施策5 様々な機会・広報媒体を通じた啓発の推進 ◆講演会・シンポジウムの開催)

名称	開催日, 会場	延参加者数 (人)	内容	所管課	関連 施策
京都市男女共同参画市民 会議ウイングス・フォー ラム2008	12月6日(土) 12月7日(日) ウイングス京都 イベントホール	6日: 252 7日: 169	「共にわらい 共にいきる」 6日: 講演と落語「笑いでコミュ ニケーション」 講師 桂あやめ氏(落語家) 7日: 講演「源氏物語」の時代 ～紫式部と清少納言～ 講師 京楽真帆子(滋賀県立大学 准教授)	文化市民局 男女共同参 画推進課	—
シンポジウム「ドメス ティック・バイオレンス ～二次被害を起こさない ために～」	10月30日(木) ウイングス京都 イベントホール	172	二次被害について ＜パネリスト＞ 藤田 光恵氏(クリニック院長) つばさ ゆめ氏(サバイバー) 井上 摩耶子氏(ウィメンズカウ ンセリング京都代表)	文化市民局 男女共同参 画推進課	1 3 35
計		593			

別表2「研修一覧」

(推進施策 9 職員等への研修の充実)

◆市・外郭団体の職員に対する対象別研修の充実

◆教職員研修の充実

研修名	対象者	延べ参加者数(人)	時間及び開催回数	内 容	所管課	関連施策
フレッシュ・チャレンジ8年目研修	採用後8年目の一般事務・技術等職員	235	90分×1回	女性の人権	総務局職員研修センター	1
フレッシュ・チャレンジ8年目研修	採用後8年目の技能労務職員	46	60分×1回	女性の人権	総務局職員研修センター	1
男女共同参画推進員全体研修会	男女共同参画推進員	140	約2時間×2回	①基礎研修「本市における男女共同参画の推進について」 基調講演「男女共同参画はなぜ必要なのか」 ②ワークショップを交えた研修	文化市民局男女共同参画推進課	18
男女共同参画推進員ドメスティック・バイオレンス研修	男女共同参画推進員	71	2.5時間×1回	シンポジウム「ドメスティック・バイオレンス～二次被害を起こさないために～」	文化市民局男女共同参画推進課	2 3 35
人権研修	建築審査課職員	20	1時間計1回	男女共同参画時代におけるセクシュアルハラスメントについて、ビデオ鑑賞及び意見交換を行った。	都市計画局建築指導部建築審査課	4
人権研修	建築監察課職員	14	1時間半計1回	配偶者虐待、セクシャルハラスメント防止について、ビデオ鑑賞及び意見交換を行った。	都市計画局建築指導部建築監察課	4
人権研修 セクシャルハラスメント	納税課職員	11	1時間(1回)	世界人権宣言60周年京都アピール配布・意見交換	中京区役所区民部納税課	4
業務研修	支援保護課職員	7	3時間30分(1回)	婦人相談所施設業務の概要・施設見学質疑応答、意見交換(DV被害から逃げて入所、また戻るといふことを繰り返している入所者の例等)	中京区役所福祉部支援保護課	3
セクシャルハラスメント研修	保険年金課職員	20	1時間(1回)	ビデオ「見て分かる改正均等法対応セクハラ対策第1巻気づこう!職場のセクシャルハラスメント」視聴と討論	中京区役所福祉部保険年金課	4
気づこう!職場のセクシャルハラスメント...これってセクハラ?	保健部職員	19	45分(1回)	ビデオ鑑賞及び意見交換 監察室作成パンフレットを元にセクハラ防止の心得等を再確認する	中京区役所保健部	4
校園長・教頭・事務長研修(人権研修)	市立学校園 校園長, 教頭, 事務長	184	2.5時間×1回	管理職を対象とした学校教育における人権教育の重点課題に関する研修(グループ協議)	教育委員会学校指導課, 総合教育センター	—
所属別研修	交通局自動車部 営業課・運輸課・技術課	56	1回1時間×2回	女性の人権	交通局研修所	1
憲法月間講座	上下水道局	150	90分×1回	女性と子どもの人権についての講演を行った。	上下水道局職員課	1
男女平等教育主任研修会	市立小学校・中学校・総合支援学校 男女平等教育主任及び希望教員	116	2時間×1回	各学校園における人権教育の更なる充実に向け、教職員の男女平等教育についての認識の深化と指導力の向上を図るための講義	教育委員会学校指導課, 総合教育センター	10
計		1089				

別表3「女性職員の状況(4月1日現在)」

(推進施策18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進
◆女性職員の能力開発と積極的登用)

		女性職員数(人)	女性職員の割合(%)	全職員数(人)
役付職員	昭和62年度	147	7.6	1,947
	平成19年度	347	15.2	2,289
	平成20年度	367	15.9	2,305
	平成21年度	387	16.8	3,220
全職員	昭和62年度	2,797	27.8	10,061
	平成19年度	3,183	33.9	9,390
	平成20年度	3,215	34.5	9,322
	平成21年度	3,220	35.3	9,113

別表4「旧姓使用状況(4月1日現在)」

(推進施策18 市や外郭団体における男女が働きやすい職場づくりの推進 ◆旧姓使用制度の周知)

		婚姻	養子縁組	その他
旧姓使用中の職員数(人)	平成19年度	111(6)	2(2)	5(0)
	平成20年度	140(6)	2(2)	6(0)
	平成21年度	180(8)	3(2)	6(0)
これまでに旧姓使用を中止した職員数(人)		70(2)	2(2)	9(0)

※ () 内は男性で内数

別表5「講演会等一覧」

(推進施策38 高齢者の社会参加の支援 ◆講演会・シンポジウムの開催)

名称	開催日, 会場	延参加者数(人)	内容	所管課	関連施策
左京区北部山間地域（広河原，久多）健康づくり出前教室	20.7.7久多いきいきセンター 20.7.24旧堰源小学校 20.10.29旧堰源小学校 20.11.20久多いきいきセンター	69	20.7.7：夏の健康管理 20.7.24：夏の健康づくり ～熱中症・脱水予防～ 20.10.29：口腔の健康 ～いつまでも元気なお口でいるために～ 20.11.20：冬の健康管理	左京区役所保健部健康づくり推進課	38
計		69			

別表6「保育コーナー等を設置して開催した講演会等一覧」

(推進施策64 子育て世代の社会参加の促進に向けた環境整備

◆市が主催する講演会等における保育の実施)

事業名	所管課	開催回数 (回)	延べ参加等 人数(人)	延べ保育人 数(人)
市民参加推進フォーラム	総合企画局 政策推進室	16	175	1
未来まちづくり100人委員会	総合企画局 政策推進室	7	650	5
NPO初歩講座	文化市民局 地域づくり推進課	12	207	0
NPO設立講座	文化市民局 地域づくり推進課	8	183	0
NPO法人のための実務講座	文化市民局 地域づくり推進課	6	185	0
NPOマネジメント講座	文化市民局 地域づくり推進課	6	220	3
京都ヒューマンフェスタ2008	文化市民局 人権文化推進課	1	48,580	7
京都創生座 第3回公演	文化市民局 文化芸術企画課	1	553	1
京都市交響楽団こどものためのコンサート	文化市民局 交響楽団	4	5,820	56
男女共同参画センターでの保育事業 (男女共同参画講座及び(財)京都市 市女性協会自主・共催事業として開 催の講座, 相談会, シンポジウム, ウィングス・フォーラム等)	文化市民局男女共 同参画推進課, (財)京都市女性 協会			1797
京都やんちゃフェスタ	保健福祉局 児童家庭課	1	約45,000	18 ※スタッフ 用
保育フェスタ(子育て講演会)	保健福祉局 保育課	1	162	17
地域子育て支援拡充事業 子育て講 座 (講演会・学習会)	保健福祉局 保育課	67	1741	集計してい ないため不 明
市営保育所地域活動事業 子育て講 座 (講演会・学習会)	保健福祉局 保育課	50	2225	集計してい ないため不 明
人づくり21世紀委員会連続講座	教育委員会 生涯学習部家庭地 域教育支援担当	1	300	5
人づくりフォーラム	教育委員会 生涯学習部家庭地 域教育支援担当	1	2,500	10
第10回「地域教育フォーラム・イン 京都」	教育委員会事務局 学校指導課	1	約4,700	12
		—	—	1914

※保育を行う予定で募集した事業であれば、保育実績0人の場合も掲載。

3 数値目標の達成状況

基本目標	項目名	単位	プラン改定時		推進状況					目標		
			17年度	18年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	20年度	21年度	22年度
2	市における女性職員の登用	%	—	40 ※8局区/20局区	—	50 ※10局区/20局区	55 ※11局区/20局区			取組期間内(平成18年度～22年度)に部長級以上の女性職員を全局区に配置		
	(4月1日現在)											
	子どもの出生時における父親の5日以上の連続休暇の取得【市職員(市長部局)】	%	39	—	40.2	42.0	37.8			—	50	—
	育児休業等の取得(男性の場合は、出生時の5日以上の連続休暇を含む)【市職員(市長部局)】	%	男性 41 女性 93	—	男性42 女性98	男性43 女性98	男性38 女性98			—	男性 55 女性 90	—
	年次休暇取得年間10日以上職員割合【市職員(市長部局)】	%	69	—	68.7	65.8	65.1			—	80	—
	保育所定員	人	—	24,350	—	24,420	24,420			—	24,650	—
	延長保育(夜間延長保育を含む)	箇所	—	150	—	164	169			—	190	—
	休日保育	箇所	—	3	—	3	3			—	5	—
	一時保育	箇所	—	29	—	33	37			—	42	—
	一元化児童館	箇所	101	—	103	106	110			—	130	—
3	子育て支援活動いきいきセンター(つどいの広場)	箇所	2	—	4	9	14			—	20	—
	特別養護老人ホーム定員	人	4,093	—	4,093	4,213	4,408			4,470	4,585	4,664
	ケアハウス定員	人	577	—	577	577	617			670	617	617
4	1歳6か月児健康診査(受診率)	%	93.2	—	93.1	94.7	95.3			—	97	—
5	審議会における女性委員の登用	%	28.9	—	30.2	30.1	30.5			—	—	男女いずれの割合も少なくとも35%
	学校ふれあいサロン(利用人数)	人	352,024	—	361,418	330,765	323,776			—	—	500,000
	学校コミュニティプラザ	ゾーン	14	—	14	14	14			—	—	17

4 参考資料

(1) 男女共同参画社会基本法

平成11年 6月23日法律第78号
改正 平成11年 7月16日法律第102号
平成11年12月22日法律第160号

目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第12条）
- 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条～第20条）
- 第3章 男女共同参画会議（第21条～第28条）
- 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念のとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する

施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要

があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成11年6月23日法律第78号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

附 則（平成11年7月16日法律第102号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日^{*}から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（※平成13年1月6日）

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成11年12月22日法律第160号）一抄一

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 京都市男女共同参画推進条例

平成15年12月26日公布
京都市条例第44号

目次

前文	
第1章	総則（第1条～第7条）
第2章	男女共同参画を阻害する行為の禁止等（第8条・第9条）
第3章	男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条～第20条）
第4章	苦情等の処理（第21条）
第5章	男女共同参画審議会（第22条～第24条）
第6章	雑則（第25条）
附則	

ここ京都では、男女が共に、長い歴史の中で培われた伝統と文化を大切に、自由で先駆的な気風をはぐくみながら、個性豊かで活力に満ちたまちを築いてきた。このような京都が、将来にわたって、魅力あふれるまちとして輝き続けるためには、市民一人一人が、性別にかかわらず個人として尊重され、様々な分野で生き生きと活動することができるようにしなければならない。

これまで、本市においては、日本国憲法にうたわれた男女平等の理念が、京都のまちに息づくことを願い、その実現に向けた歩みを進めてきたが、依然として、性別による固定的な役割分担等を背景とした課題が残されている。そのため、今後も、男女平等の理念に立って、男女が、互いに人権を尊重しつつ、協力し合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画の一層の推進を図る必要がある。

ここに、本市は、自治の精神に基づく活発な地域活動の土壌や豊富に蓄積された知的資源など1200年を超える歴史の中で培われた京都の優れた特性を生かし、市民等との緊密な連携の下に、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することが、すべての市民が個人としての誇りと家族や地域のきずなを大切に、未来への希望を持って暮らすことができるまちの実現に不可欠であると認識し、この条例を制定する。

第1章 総 則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として等しく尊重されるよう

にするとともに、性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に影響を及ぼさないようにすること。

- (2) 男女が、性別を理由とする就業上の不利益を受けることなく、安心して職業生活を継続することができるようにすること。
- (3) 男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として相互に協力し、当該活動と当該活動以外の活動との両立を図ることができるようにすること。
- (4) 男女が、互いの性を理解し、尊重すること。
- (5) 男女が、個人として能力を発揮する機会が確保されるとともに、本市、事業者及び民間の団体における政策又は方針の立案から決定までの過程に共同して参画することができるようにすること。
- (6) 男女共同参画の推進に関する国際社会の取組と協調すること。

(本市の責務)

第3条 本市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 本市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民、事業者及び民間の団体(以下「市民等」という。)との緊密な連携協力を図るとともに、特に広域的な取組を必要とする場合にあっては、国及び他の地方公共団体と相互に協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行に捕らわれることにより他人の自由な意思決定を阻害することのないよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 市民は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保を図るとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の実施体制の整備等)

第6条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な体制を整備するよう努めなければならない。

2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めなければならない。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、本市が講じた男女共同参画の推進に関する施策の状況等を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、いかなる場合においても、性別による差別的取扱い、性的な言動により他人を不快にさせる行為、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える行為その他の性別の違いを背景とした人権侵害（以下「性別による人権侵害」という。）を行ってはならない。

(広告物の表現の配慮)

第9条 何人も、公共の場所において、広告物を表示し、又は掲出しようとするときは、広告物の表現が、性別による人権侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現とならないよう配慮しなければならない。

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(男女共同参画計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (3) その他男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、男女共同参画計画を定めるに当たっては、第22条に規定する審議会の意見を聴くとともに、市民等の意見を適切に反映するために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、男女共同参画計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

らない。

(市民等の理解を深めるための措置)

第12条 本市は、基本理念に関する市民等の理解を深めるため、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(性別による人権侵害の防止等)

第13条 本市は、性別による人権侵害の防止及び性別による人権侵害により被害を受けた者に対する支援に努めなければならない。

(家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立)

第14条 本市は、男女が、性別にかかわらず家庭生活における活動と職業生活等における活動との両立を円滑に図ることができるようにするため、保育の充実その他の必要な措置を講じなければならない。

(雇用における平等な機会及び待遇の確保等)

第15条 本市は、事業者に対し、その雇用における男女の平等な機会及び待遇の確保に関する自主的な取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の推進に関する状況について報告を求めることができる。

3 市長は、前項の報告を取りまとめ、これを公表することができる。

4 本市は、家族等により営まれる事業に従事する男女が、当該事業に係る活動において、性別による固定的な役割分担等を反映した慣行により、個人として能力を発揮することが妨げられないようにするため、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(政策等の立案から決定までの過程における男女共同参画)

第16条 本市は、その政策の立案から決定までの過程における男女共同参画を推進するため、審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体における男女の委員の数の均衡の確保その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 本市は、事業者及び民間の団体に対し、その方針の立案から決定までの過程における男女共同参画を促進するため、積極的改善措置（社会のあらゆる分野における活動への参画の機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。）に関する情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(教育及び学習の振興)

第17条 本市は、学校、家庭、地域その他の様々な場において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(妊娠及び出産に係る健康の保持増進)

第18条 本市は、男女が、互いの性についての

理解を深めるとともに、妊娠及び出産に係る健康の保持増進を図ることができるようにするため、情報の提供、医療の確保その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民等の活動に対する支援)

第19条 本市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、施設の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第20条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

2 本市は、前項の調査研究を行うに当たっては、大学及び研究機関との連携に努めなければならない。

第4章 苦情等の処理

第21条 市民等は、性別による人権侵害と認められる行為又は本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、苦情、相談その他の意見を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、当該申出に係る苦情等を適切に処理しなければならない。

3 市長は、前項の規定による処理を行うために必要な体制を整備しなければならない。

第5章 男女共同参画審議会

(審議会)

第22条 男女共同参画の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第23条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員の任期)

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第6章 雑則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項及び第5項(審議会に関する部分に限る。)、第4章並びに第5章の規定は、市規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により定められた計画は、第10条第1項の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。

(3) 京都市男女共同参画推進条例施行規則

(専門員の設置)

第1条 市長は、京都市男女共同参画推進条例第21条第1項の規定による申出（以下「苦情等の申出」という。）を適切に処理するため、京都市男女共同参画苦情等処理専門員（以下「専門員」という。）を置く。

(専門員の定数等)

第2条 専門員の定数は、3人以内とする。
2 専門員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(専門員の任期)

第3条 専門員の任期は、2年とする。ただし、補欠の専門員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 専門員は、再任されることができる。

(苦情等の申出の処理に関する補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、苦情等の申出の処理に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

(審議会の会長及び副会長)

第5条 京都市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長2人を置く。
2 会長は委員の互選により定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。
3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する副会長がその職務を代理し、会長及び当該副会長に事故があるときは、他の副会長がこれを代理する。

(審議会の招集及び議事)

第6条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審議会は、市長が招集する。
2 会長は、会議の議長となる。
3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(審議会の部会)

第7条 審議会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
3 部会ごとに部会長を置く。
4 部会長は、会長が指名する。
5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
7 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審議会に報告しなければならない。

8 前条（第4項を除く。）の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、文化市民局において行う。

(審議会に関する補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(4) 男女共同参画に関する年表

	世 界	国 内	京 都 市
1975年 (昭和50)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人年(目標：平等・開発・平和) ●国際婦人年世界会議(メキシコシティ)開催 〔「世界行動計画」, 「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関するメキシコ宣言」採択〕 	<ul style="list-style-type: none"> ●女子教育職員・看護婦・保母等の育児休業に関する法律公布 <翌年施行> ●内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」設置 ●「婦人問題企画推進会議」設置 ●総理府に「婦人問題担当室」設置 	
1976年 (昭和51)		<ul style="list-style-type: none"> ●民法等一部改正法公布・施行(離婚後の婚氏続称制度新設) ●第1回日本婦人問題会議開催 	
1977年 (昭和52)		<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画」(～1986年)策定 ●「婦人の政策決定参加を促進する特別活動推進要綱」決定 ●「国内行動計画前期重点目標」策定 ●国立婦人教育会館開館 	
1978年 (昭和53)		<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人の現状と施策—国内行動計画第1回報告書—」発表 	<ul style="list-style-type: none"> ●市会において「婦人の地位向上のための請願」採択 ●総務局に「勤労者・婦人対策室」設置 ●「京都市の婦人対策の推進について」市長決定 ●「婦人問題関係基礎資料集」発行 ●「婦人問題企画推進協議会」設置(～1980年12月) 〔「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」を諮問〕 ●「婦人問題行政内連絡会」設置(～1981年4月) ●世界文化自由都市宣言 ●「婦人会議」設置(現 男女共同参画市民会議)
1979年 (昭和54)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)採択 		<ul style="list-style-type: none"> ●「京都市女子職員意識調査」実施 ●「勤労者・婦人対策室」を「婦人対策課」に改組 ●婦人問題企画推進協議会「婦人問題解決のために—中間報告—」発表
1980年 (昭和55)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)開催 〔「国連婦人の後半期行動プログラム」採択, 「女子差別撤廃条約」65か国署名, 4か国批准, NGOフォーラム並行開催〕 	<ul style="list-style-type: none"> ●「国内行動計画第2回報告書」発表 ●「国連婦人の10年」中間年世界会議参加(「女子差別撤廃条約」署名) ●民法及び家事審判法一部改正法公布(配偶者の法定相続分の引上げ, 寄与分制度新設) <翌年施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人実態調査」実施 ●第1回婦人会議開催 ●婦人問題情報紙「女性市民きょうと」創刊(～1992年) ●婦人問題企画推進協議会「京都市の婦人対策の基本的な考え方と施策の方向について」答申
1981年 (昭和56)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO第156号「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び平等待遇に関する条約」(家族的責任条約)採択 ●「女子差別撤廃条約」発効 	<ul style="list-style-type: none"> ●国連婦人の10年後半期にむけて「国内行動計画」に対する婦人問題企画推進会議意見提出 ●「国内行動計画後期重点目標」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●第2回婦人会議開催 ●市会「女子差別撤廃条約の早期批准に関する要望書」を国へ提出 ●「婦人対策課」を「婦人計画課」に改組 ●社会教育総合センター(現 生涯学習総合センター)に婦人教育情報センター開設

	世 界	国 内	京 都 市
			<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人行政企画推進会議」設置（現 男女共同参画推進会議） ●婦人会議テーマ別集会開催（6回） ●「婦人問題懇話会」発足（～1982年10月） ●「婦人問題意識調査」実施 ●第3回婦人会議開催
1982年 (昭和57)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「女子差別撤廃条約委員会」設置 ●国連総会「国際平和と協力促進への婦人の参加に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」男女平等問題専門家会議報告 ●労働省婦人少年局に「男女平等法制化準備室」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題解決のための京都市行動計画試案」発表 ●婦人会議課題別集会開催（5回） ●「婦人問題解決のための京都市行動計画」策定（～1991年） ●京都市女性市民国内交流会実施(福岡市)
1983年 (昭和58)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連「'85 世界会議」（ケニア・ナイロビ）の開催決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●法制審議会が国籍法改正について中間試案を発表 ●「国内行動計画第3回報告書」発表 ●婦人少年問題審議会が男女雇用平等法制定にむけて中間報告を発表 ●法制審議会の国籍法部会が国籍法の全面改正要綱案を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ●非核、平和都市宣言 ●第4回婦人会議開催 ●「婦人計画課」を「婦人青少年課」に改組 ●「婦人問題アドバイザー」設置（～1989年） ●「京都市基本構想」策定（女性の地位向上への取組を明記） ●第5回婦人会議開催
1984年 (昭和59)	<ul style="list-style-type: none"> ●「国連婦人の10年世界会議」エスカップ地域政府間準備会議（東京）を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●婦人少年問題審議会が男女雇用平等法制定にむけて報告書を提出 ●国籍法及び戸籍法の一部改正法公布（父母両系血統主義の採用，配偶者の帰化条件の男女同一化） <翌年施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ●在日・在洛外国人等との交流会開催 ●「女性市民ハンドブック」発行 ●「京都市老人福祉中・長期計画」策定（「婦人問題解決のための京都市行動計画」の主旨を盛り込む） ●第6回婦人会議開催
1985年 (昭和60)	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO総会「雇用における男女の均等な機会及び待遇に関する決議」採択 ●国連婦人の10年最終年世界会議（ナイロビ）開催 ●「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択，NGOフォーラム並行開催 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民年金法一部改正法公布（女性の年金権の確立） <翌年施行> ●男女雇用機会均等法公布 <翌年施行> ●労働者派遣法公布 <翌年施行> ●「女子差別撤廃条約」批准 ●「国内行動計画第4回報告書」発表 ●パートタイム労働旬間実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和58年度推進事業報告書－」発行 ●第7回婦人会議開催 ●「京都市基本計画」策定（「婦人問題解決のための京都市行動計画」の推進を明記） ●点字版「女性市民ハンドブック」発行 ●ナイロビ世界会議（NGOフォーラム）及びヨーロッパにおける婦人の状況調査に代表団派遣 ●第8回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和59年度推進事業報告書－」発行
1986年 (昭和61)		<ul style="list-style-type: none"> ●女子労働基準規則の制定 ●婦人問題企画推進本部の構成を全省庁に拡大 ●総理府に「婦人問題企画推進有識者会議」設置 ●雇用政策条約（第122号）人的資源開発条約（第142号）批准 	<ul style="list-style-type: none"> ●第9回婦人会議開催 ●「パートタイム労働者に関する調査」実施 ●「婦人問題関係資料集」発行 ●第10回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和60年度推進事業報告書－」発行
1987年 (昭和62)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（以下，「新国内行動計画」）策定 ●労働基準法改正 ●労働省「今後のパートタイム労働対策のあり方について」発表 ●所得税法一部改正法公布・施行（配偶者特別控除制度創設） 	<ul style="list-style-type: none"> ●第11回婦人会議開催 ●第12回婦人会議開催 ●第13回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和61年度推進事業報告書－」発行

	世 界	国 内	京 都 市
1988年 (昭和63)		●「農村漁村婦人の日（3月10日）」設定	●「女性市民ハンドブック」（改訂版）発行 ●第14回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和62年度推進事業報告書－」発行
1989年 (平成元)	●国連「児童の権利に関する条約」採択	●文部省「新学習指導要領」告示（高等学校家庭科の男女必修化及び中学校技術・家庭科における男女同一の履修の取扱い） ●労働省「パートタイム労働指針」策定	●第15回婦人会議開催 ●第16回婦人会議開催
1990年 (平成2)	●国連「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	●「新国内行動計画」見直し方針決定	●「婦人問題解決のための京都市行動計画－昭和63年度推進事業報告書－」発行 ●第17回婦人会議開催 ●「婦人問題懇話会」設置（～1992年） 〔「第2次婦人行動計画の課題と方向性について」諮問〕 ●「女性問題に関する意識・実態調査」実施 ●第18回婦人会議開催
1991年 (平成3)		●「育児休業法」公布（民間企業対象，男女共に取得可能） ＜翌年施行＞ ●「新国内行動計画」第1次改定 ●国家公務員，地方公務員の育児休業法公布 ＜翌年施行＞	●第19回婦人会議開催 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成元年度推進事業報告書－」発行 ●「女性問題に関する意識・実態調査報告書」発行 ●婦人問題懇話会「第2次京都市女性行動計画への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画への市民からの意見募集」実施 ●第20回女性会議開催（「婦人会議」から名称変更） ●女性総合センター着工 ●婦人行政企画推進会議幹事会「女性企画部会」発足 ●女性会議テーマ別集会開催（合計4回） ●「京都市健康都市構想」策定 ●「第2次女性行動計画への意見集」発行 ●第21回女性会議開催
1992年 (平成4)	●環境と開発に関する国連会議（地球サミット／リオデジャネイロ）開催（NGOフォーラム並行開催）	●労働省「介護休業等に関するガイドライン」策定 ●「新国内行動計画に関する報告書（第1回）」発表（～1996年（第5回）まで年1回発表） ●婦人問題担当大臣任命（内閣官房長官）	●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成2年度推進事業報告書－」発行 ●「第2次京都市女性行動計画」策定 ●「婦人青少年課」を「女性青少年課」に名称変更 ●「女性政策懇談会」設置（のち，男女共同参画懇話会（～2003年）） ●女性行政企画推進会議幹事会「常任幹事会」発足 ●女性問題をみんなで考えるグラフ誌「E b」（イー・フラット）創刊 ●女性会議「ウイングス・フォーラム'92」開催

	世 界	国 内	京 都 市
1993年 (平成5)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連世界人権会議（ウィーン）開催 （女性の人権を含む「ウィーン宣言」及び「行動計画」）策定 ●国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「パートタイム労働法」公布・施行 ●労働省「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する研究会の報告について」 ●保健婦助産婦看護婦法改正（男性保健士認める） ●中学校における家庭科の男女必修完全実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●「新京都市基本計画」策定 ●「婦人問題解決のための京都市行動計画－平成3年度推進事業報告書－」発行 ●「審議会等への女性の登用促進のための特別活動要綱」制定 ●財団法人京都市女性協会設立
1994年 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際家族年 ●「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）開催 （「ジャカルタ宣言（行動計画を含む）」採択） ●国際人口・開発会議（カイロ）開催 （リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理念を盛り込んだ「カイロ宣言」及び「行動計画」採択） ●「人権教育のための国連10年」（1995－2004年）決議 	<ul style="list-style-type: none"> ●勤務時間法公布・施行（一般職の国家公務員に介護休暇制度創設） ●高等学校における家庭科の男女必修実施（1994年度入学者から順次実施） ●総理府に「男女共同参画室」及び「男女共同参画審議会」設置 ●法務省「婚姻制度等に関する民法改正要綱試案」公表 ●内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」設置 	<ul style="list-style-type: none"> ●女性総合センター「ウイングス京都」開館 ●女性総合センター「ウイングス京都」オープニング・フェスティバル開催（女性会議「ウイングス・フォーラム'94」，オープニングイベント，「国際女性フォーラム in KYOTO」） ●「第2次京都市女性行動計画－平成4年度推進事業報告書－」発行 ●「女性青少年課」を「男女共同参画推進課」に改組 ●「女性大学」開設 ●女性会議「ウイングス・フォーラム'94」開催
1995年 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ●社会開発の世界サミット（コペンハーゲン）開催 ●国連人権委員会「女性に対する暴力をなくす決議」採択 ●第4回世界女性会議（北京）開催 （「北京宣言」及び「行動綱領」採択） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ILO第156号条約（家族的責任条約）批准 ●育児休業法一部改正法公布・施行<一部1999年施行>（介護休業制度の法制化） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成5年度推進事業報告書－」発行 ●「女性問題ガイド－職場の身近な女性問題を考える－」発行 ●「男女共同参画推進課」を文化市民局に移管 ●男女共同参画懇話会に「第2次京都市女性行動計画の新たな展開について」諮問 ●「男女共同参画社会に関するアンケート調査」実施 ●第4回世界女性会議（NGOフォーラム）に代表団を派遣 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム'95」開催
1996年 (平成8)		<ul style="list-style-type: none"> ●法制審議会「民法の一部を改正する法律案要綱」を法務大臣に答申 ●「新国内行動計画」第2次改定に向けて，男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ●「男女共同参画推進連携会議」（えがりてネットワーク）発足 ●「男女共同参画2000年プラン」（「新国内行動計画」第2次改定）策定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会に関するアンケート調査報告書」発行 ●「第2次京都市女性行動計画－平成6年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画懇話会「第2次京都市女性行動計画の新たな展開への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画」見直しに向けての意見募集及び「男女共同参画市民会議」開催 ●「もっと元気に・京都アクションプラン」策定（男女共同参画社会の実現に向けた条件整備を明記） ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム'96」開催
1997年 (平成9)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会設置法公布・施行 ●男女雇用機会均等法，労働基準法，育児・介護休業法一部改正法公布 <翌々年（母性保護については翌年）施行> 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成7年度推進事業報告書－」発行 ●「第2次京都市女性行動計画」改定 ●「女性の労働に関する市民意識調査」実施

	世 界	国 内	京 都 市
		<ul style="list-style-type: none"> ●労働省設置法の一部改正 ●内閣総理大臣が「男女共同参画社会実現を促進するための方策に関する基本的事項」について、男女共同参画審議会に諮問。審議会に基本問題部会を設置 ●「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」策定 ●介護保険法公布〈2000年施行〉 ●「男女共同参画2000年プランに関する報告書（第1回）」発表（～1999年（第3回）まで年1回発表） 	<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム'97」開催
1998年 (平成10)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について」答申 ●労働基準法一部改正法公布〈翌年施行〉 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画－平成8年度推進事業報告書－」発行 ●「ガンバレ女性にやさしい企業」シンポジウム・交流会開催、パンフレットの発行 ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム'98」開催
1999年 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女子差別撤廃条約選択議定書」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童買春・児童ポルノ法公布・施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 ●男女共同参画社会基本法公布・施行 ●食料・農業・農村基本法公布・施行（女性の参画促進を規定） ●警察庁「女性・子どもを守る施策実施要綱」制定 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成9年度推進事業報告書－」発行 ●「ガンバレ女性にやさしい企業」パートII「京都・女性にやさしい広告」表彰、パンフレットの発行 ●「女性への暴力に関する市民意識調査」実施 ●「京都市基本構想」策定 ●男女共同参画市民会議「京都・国際女性フォーラム（ウィングス・フォーラム'99）」開催 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成10年度推進事業報告書－」発行 ●「女性に対する暴力の防止に関する庁内連絡会議」の設置
2000年 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連特別総会女性2000年会議（ニューヨーク）開催（「政治宣言」及び「成果文書」採択） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性と仕事の未来館」開館 ●ストーカー規制法公布・施行 ●男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」答申 ●男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ●「男女共同参画基本計画」策定 ●「男女共同参画白書（平成12年度版）」発表（以後、年1回発表） 	<ul style="list-style-type: none"> ●「ガンバレ女性にやさしい企業」パートIIIシンポジウム・講演会開催、パンフレット発行 ●男女共同参画懇話会に「第3次京都市女性行動計画に盛り込むべき施策の基本的方向について」諮問 ●女性2000年会議（NGOフォーラム）に代表団派遣 ●「男女共同参画に関する市民意識実態調査」実施 ●「第3次京都市女性行動計画」策定に向けた市民公聴会開催（合計3回） ●女性2000年会議及びワークショップ報告会開催 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成11年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画市民会議「ウィングス・フォーラム2000」開催 ●「京都市域の女性への暴力に関するネットワーク会議」の設置

	世 界	国 内	京 都 市
2001年 (平成13)		<ul style="list-style-type: none"> ●内閣府に「男女共同参画局」及び「男女共同参画会議」設置 ●配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）公布・施行 ＜配偶者暴力相談支援センターについては翌年施行＞ ●第1回男女共同参画週間実施 ●育児・介護休業法一部改正法公布・施行＜休業による不利益取扱いの禁止／時間外労働の制限，看護休暇制度については翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「京都市基本計画」策定 ●男女共同参画懇話会「京都市男女共同参画計画への提言」答申 ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成12年度推進事業報告書－」発行 ●「きょうと男女共同参画推進プラン」素案の公表及び市民意見募集実施 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2001」開催
2002年 (平成14)			<ul style="list-style-type: none"> ●「きょうと男女共同参画推進プラン」策定 ●男女共同参画推進員の設置 ●男女共同参画懇話会に「京都市男女共同参画推進条例（仮称）について」諮問 ●（仮称）京都市男女共同参画推進条例についての中間報告及び市民意見募集 ●「男女共同参画フォーラム＜京都市＞」（近畿ブロック男女共同参画フォーラム，男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2002」）開催 ●男女共同参画懇話会「（仮称）京都市男女共同参画推進条例に盛り込むべき基本的事項について-提言-」答申
2003年 (平成15)	●女子差別撤廃条約履行状況に関する我が国の報告書審議	<ul style="list-style-type: none"> ●次世代育成支援対策推進法公布・施行＜地方公共団体及び事業主の行動計画の策定については翌々年施行＞ ●少子化対策基本法公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「第2次京都市女性行動計画（改定版）－平成13年度推進事業報告書－」発行 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2003」開催 ●「京都市男女共同参画推進条例」公布・一部施行（2003年12月26日） ＜苦情等の処理，男女共同参画審議会の設置については翌年施行＞
2004年 (平成16)		<ul style="list-style-type: none"> ●配偶者暴力防止法一部改正法公布・施行 ●育児・介護休業法一部改正法公布 ＜翌年施行＞ 	<ul style="list-style-type: none"> ●「きょうと男女共同参画推進プラン（第3次京都市女性行動計画）－平成14年度推進事業報告書－」発行 ●「京都市男女共同参画推進条例」完全施行（2004年4月1日） ●「男女共同参画審議会」設置（男女共同参画懇話会廃止） ●「男女共同参画苦情等処理制度」創設 ●男女共同参画講座「ウイングス・セミナー」開講（女性大学を改編） ●「男女共同参画通信」創刊（男女共同参画社会について考えるグラフ誌「E¹（イー・フラット）」を改編） ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成15年度推進事業報告書）発行 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2004」開催（ウイングス京都10周年記念事業として実施）

	世 界	国 内	京 都 市
2005年 (平成17)	●第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）（ニューヨーク）開催	●男女共同参画会議「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な方向について」答申 ●育児・介護休業法一部改正法公布 <翌年施行> ●「男女共同参画基本計画（第2次）」策定	●男女共同参画審議会に「きょうと男女共同参画推進プラン」中間見直しについて諮問 ●「民間緊急一時保護施設（民間シェルター）に対する補助制度」創設 ●「男女共同参画に関するアンケート」実施 ●「きょうと男女共同参画推進宣言」事業者登録制度創設 ●「ドメスティック・バイオレンス被害者支援ボランティア入門講座」開講 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2005」開催 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成16年度推進事業報告書）発行
2006年 (平成18)		●男女雇用機会均等法，労働基準法一部改正法公布 <翌年施行>	●「女性総合センター」を「男女共同参画センター」に改称 ●男女共同参画審議会「きょうと男女共同参画推進プランの新たな展開について」答申 ●広報誌「POWER CATCH KYO(パワー キャッチ きょう)」創刊 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2006」開催
2007年 (平成19)		●配偶者暴力防止法一部改正法公布 <翌年施行>	●「きょうと男女共同参画推進プラン」改定 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成17年度推進事業報告書）発行 ●チャレンジモデル広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」発行 ●「配偶者等からの暴力に関する調査」実施 ●「きょうと男女共同参画推進宣言」アドバイザー派遣制度創設 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2007」開催
2008年 (平成20)		●内閣府「仕事と生活の調和推進室」設置	●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成18年度推進事業報告書）発行 ●チャレンジモデル広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」発行 ●男女共同参画市民会議「ウイングス・フォーラム2008」開催 ●「京都市の男女共同参画の現状と施策」（きょうと男女共同参画推進プラン 平成19年度推進事業報告書）発行 ●京都雇用創出活力会議 ワーク・ライフ・バランス専門部会の設置 ●「ワーク・ライフ・バランスの推進に関する庁内連絡会議」の設置
2009年 (平成21)			●チャレンジモデル広報誌「あなたのチャレンジ応援し隊」発行

京都市の男女共同参画の現状と施策

—ひとが輝き、未来へのゆめを彩るまち・京都をめざして—

(「きょうと男女共同参画推進プラン」平成20年度推進事業報告書)

発行年月 平成21年11月

京都市 文化市民局 共同参画社会推進部 男女共同参画推進課

〒604 - 8571 京都市中京区寺町通御池上る

上本能寺前町 488 番地

Tel. 075-222-3091 Fax. 075-222-3223

京都市印刷物 第 213095 号

